

昭和の大阪と在阪朝鮮人——戦前期を中心に——

北 崎 豊 二

はじめに

戦前、日本の植民地であった朝鮮からは、多くの人がびとが職を求めて日本に渡航した。彼らは、民族的差別に苦しみながら労働に従事し、日本で生活した。その数は第一次世界大戦を契機に日本資本主義が飛躍的に発展すると共に急増した。各企業が低賃金で働く朝鮮人労働者に目をつけ、彼らを積極的に採用したからである。なかでも大阪は、劣悪な労働条件であっても働く朝鮮人労働者を採用することにより、企業間競争に打ち勝ち、発展を遂げようとする中小零細企業が多数存在したから、多くの朝鮮人が来阪し、

定住した。昭和八（一九三三）年末の在日朝鮮人は四五万六二一七人であるが、府県別にみると大阪府の一四万〇二七七人が最高で、次の東京府は三万九三一四人であった。⁽¹⁾昭和戦前期において在日朝鮮人がもつとも多く居住したのは大阪府であり、戦前期の大阪については、在阪朝鮮人の存在を無視して論じることとはできない。そのようなことから、本稿では昭和戦前期の大阪の発展と関連させて在阪朝鮮人について考察することにした。

ところで、在阪朝鮮人の急増と共に、職業・住宅などさまざまな分野で、在阪朝鮮人と日本人の間で競合・対立が生じ、「在阪朝鮮人問題」が世間の耳目をひいた。大阪市

や大阪府など地方自治体もその対応に苦慮し、早くから在阪朝鮮人にかかわる諸問題について調査・研究を行なっている。大阪市調査の主なものを列挙すれば、次の通りである。

- ・大阪市社会部調査課『朝鮮人労働者問題』（労働調査報告）第二八輯、大正一三年）
- ・大阪市社会部調査課『バラック居住朝鮮人の労働と生活』（社会部報告）第五一号、昭和二年）
- ・大阪市社会部調査課『鶴橋中本方面に於ける居住者の生活状況』（社会部報告）第八四号、昭和三年）
- ・大阪市社会部調査課『本市に於ける朝鮮人の生活概況』（社会部報告）第八五号、昭和四年）
- ・大阪市社会部調査課『谷町方面に於ける居住者の生活状況』（社会部報告）第九五号、昭和四年）
- ・大阪市社会部調査課『労働手帳に就いて』（社会部報告）第一一六号、昭和五年）
- ・大阪市社会部調査課『本市に於ける朝鮮人住宅問題』（社会部報告）第一二〇号、昭和五年）
- ・大阪市社会部調査課『なぜ朝鮮人は渡来するか』（社会部報告）第一二三号、昭和五年）

- ・大阪市社会部調査課『本市に於ける朝鮮人工場労働者』（社会部報告）第一三一号、昭和六年）
- ・大阪市社会部調査課『本市に於ける朝鮮人の生計』（社会部報告）第一四三号、昭和六年）
- ・大阪市社会部労働課『朝鮮人労働者の近況』（社会部報告）第一七七号、昭和八年）

- ・大阪市社会部庶務課『小工場に於ける福利施設の概況』（社会部報告）第二五九号、昭和一七年）

これらの他にも『社会部報告』には在阪朝鮮人とかかわりのある調査があり、それらは昭和戦前期の在阪朝鮮人を研究する上での貴重な史料となっている。

大阪府も、大正期に大阪府社会課内におかれた大阪職業輔導会が職業問題研究小冊子の一つとして、大阪職業輔導会『大阪府在住朝鮮人生活調査』（大正一三年）を刊行している。また、昭和にはいつてからも、大阪府学務部社会課『在阪朝鮮人の生活状態』（昭和九年）を刊行している。これは大阪市内に一戸を構えて居住する朝鮮人の生活ならびに生活状態を調査したもので、一万一八三五世帯を調査対象世帯としており、地域的な生活実態調査としては最大規模のものであった。月刊誌『社会事業研究』においても、

しばしば在阪朝鮮人の問題を取り上げており、府も調査・研究を怠らなかつた。

当時の新聞や雑誌も、時に在阪朝鮮人問題に関する記事を掲載している。戦後になると、戦前大阪で生活した朝鮮人からの聞き取りや、自らの被虐体験を書き残したものが多く公刊されている。したがって、先学の諸研究もそれらに依拠したものが多い。本稿もそうしたものを史料として利用し、考察することにした。

また、本稿は昭和初年から太平洋戦争勃発のころまでを昭和戦前期として考察することとする。というのは、日中戦争から太平洋戦争に突入するころになると、在阪朝鮮人についても新たなものが加わる。たとえば、政府は戦争の激化により昭和二三（一九三八）年四月、国家総動員法を制定した。同法は、戦争に必要な人的・物的資源を勅令によって統制運用することを可能にしたものであった。その第四条では、「政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝国臣民ヲ徴用シテ総動員業務ニ従事セシムルコトヲ得但シ兵役法ノ適用ヲ妨グス」とした。この第四条の規定にもとづき、翌昭和三四（一九三九）年七月に国民徴用令が公布・施行された。同法令により、

戦争中、不足した人的資源を補うために、朝鮮人らを戦時労働力として動員したのであり、強制連行がはじまつた。

こうして強制連行された人びとは、鉱山や建設工事現場、あるいは工場などで働かされたが、大阪にも強制連行された朝鮮人が多くいた。空野佳弘氏によれば、「大阪における朝鮮人強制連行者数は、十八カ所約一万三千〜一万五千人というのが現在までにほぼ確かな数として判明してきている。人数が不明もしくは不確かなほかの十八カ所も考慮にいれると、少なくとも二万人をこえる強制連行者がいたと考えられる³⁾」のである。とすれば、朝鮮人強制連行についても、戦時下の在阪朝鮮人の問題として取り上げる必要があるが、その問題は別途に考えることとし、本稿の考察の対象から除くことにする⁴⁾。本稿では、国策により強制されて来阪したのではなく、だまされたり、追われるような形であっても、一応自らの意志によって来阪した昭和戦前期の在阪朝鮮人と日本人との間にみられた民族的差別の問題に焦点をあてて考察することとする。

一 大阪の経済的发展

1 大阪の経済的发展と市域の拡張

明治二二（一八八九）年四月に市制を実施した大阪市は、日清戦争を契機として経済的发展を遂げ、明治三〇（一九〇七）年四月、東成・西成両郡の二八カ村の全部または一部を市に編入した。これが大阪市の第一次市域拡張である。その後、日露戦争・第一次世界大戦を経て飛躍的发展を遂げた大阪市は大正末期になると再び接近町村を編入し、市域を拡張せざるを得なくなった。大正二四（一九二五）年四月、大阪市は東成・西成両郡の四四カ町村を市域に編入する第二次市域拡張を行なった。

市域拡張の結果、大阪市の人口は二二万四八〇四人、面積は一八一・六八平方キロメートルとなった。⁵⁾ 東京市が関東大震災で人口を減少させたからでもあるが、大阪市は東京市の人口を凌駕し、大正一四（一九二五）年には世界第六位の大都市となった（東京市は第七位）。⁶⁾ 人びとは拡張された大阪市を誇らしく「大大阪」と呼んだが、すでに旧市域に接続する町村の都市化が進んでおり、編入時にスラ

ム化しているところもあった。『十周年記念大阪市域拡張史』は編入直前の接続町村について次のように記している。⁷⁾

（前略）大阪市の産業は異常なる发展を遂げ、之に伴うて人口は激増したにも拘らず、市の周囲には無秩序、無統制のまゝ、发展した接続町村が、犬牙交錯して市を包囲し、以て大に外方への发展を阻止せるのみならず、此の地域は常に疾病、犯罪、火災等の発源地として、市民の生活を脅かしつゝ、あつたのである。即ち此等の町村に於ける衛生施設は、極めて完全^{マダ}であつて、下水道の設なく、降雨一度到れば、腐水汚物を混じて街道上に氾濫し、道路狭隘不潔にして屈曲多く、大都市郊外の交通路としての用を為さず、消防夫の手不足は、給水設備の不完備と相俟つて、火災等の場合には、恐るべき災害となり、其処此処の「スラム」街には、不逞無頼の徒、棲托徘徊して奸を為し、之が為めに蒙る市民の脅威と不安は実に莫大なるものがあつた。それ故に此等の地域を市に編入して大整理を行ひ、斯くして大都市の社会的禍根を掃蕩することは市の自衛上の立場よりしても、極めて緊要事であつた。

これら旧市域に接続する町村の中には、大阪市に編入す

る前から年々人口が増加し、編入直前の大正一三（一九二四）年ころ、過密状態にあったところも少なくなかった。

一三年の大阪市の人口密度は一平方哩^{マイル}当たり六万二八三四人であったが、これを上回る密住状態を示す町村も存在した。西成郡豊崎町はもっともはなはだしく、一平方哩当たり七万七六九〇人であった。同郡今宮町も一平方哩当たり七万二五一〇人であり、東成郡鶴橋町も一平方哩当たり七万〇八三九人で、大阪市の密度以上に達していた。西成郡の伝法町・鷺洲町・玉出町・粉浜町・稗島町、東成郡の天王寺村・中本町・安立町などは、大阪市の人口密度には及ばないが、いづれも一平方哩当たり三万人をこえていたのである。⁽⁸⁾旧大阪市域に接近する町村には、大小の工場が多数存在し、人口密度が高く、スプロール化が進んでいたのであった。

2 昭和戦前期の大阪経済

(1) 恐慌下の大阪経済

大阪市は第二次市域拡張により、人口・面積共に東京市を追い抜き、全国第一の大都市となった。工業生産額でも全国一の工業都市となった。大阪府内でも、大阪市の工業

は特別の位置にあり、大阪経済を支えた。そこで、大阪市の工業を中心に、昭和戦前期の大阪経済について、先学の研究によりながら概観することにした。

昭和二（一九二七）年三月、金融恐慌が勃発した。原因は、大正一二（一九二三）年の関東大震災のとき、日銀が救済資金として融通をあたえた震災手形が、不況がつづいたので決済が行なわれず、昭和に入っても二億円以上が未決済という状態であった。そこで政府は昭和二（一九二七）年一月、震災手形善後処理法案と震災手形損失補償公債法案を衆議院に提出し、震災手形を公債発行によって整理しようとした。この法律案の審議中、多数の銀行の不良経営が明らかになった。そこへ片岡直温蔵相が議会で渡辺銀行の窮状について言及した。この失言を契機として、三月中旬に中小銀行の取付け・休業が生じた。次いで鈴木商店の事実上の機関銀行であった台湾銀行の救済緊急勅令案が枢密院で否決され、かつ三井銀行など市中銀行がコール・ローンを引き上げたため、四月一日から台湾銀行が台湾島内の支店以外を休業とした。すると各地の銀行で取付け騒ぎが起こり、休業する銀行が続出した。全国の銀行は四月二二、二三両日一斉に休業したが、政府は四月二二日に三

週間の支払い猶予令を公布し、即日施行した。さらに五月九日、日本銀行特別融通及び損失補填法、台湾の金融機関に対する資金融通に関する法律を公布したので、この度の恐慌はおさまった。

金融恐慌後、銀行の合併・買収がさかんに行なわれ、五大銀行（三井・三菱・住友・安田・第一）体制が確立した。

なかでも、大阪に本拠をおく住友銀行は、強力に買収・合併を推し進め、業績を向上させた。また、当時の大阪には多くの中小企業が存在したが、金融恐慌の結果、中小企業問題が表面化した。昭和二（一九二七）年四月一八日に近江銀行、翌一九日泉陽銀行、二五日に河泉銀行が休業した。そのうちの近江銀行は、大阪市に本店があり、『大阪百年史』によれば、「大阪市内に一三支店を有し、主として関西における中小企業の金融機関として特徴を備えていたので、比較的広範囲に影響をおよぼした。江州の機業家や大阪市内本町筋の綿糸布商をはじめ、京阪神の中小企業者は、多小にかかわらず取引関係があったので、その打撃もきわめて大きく、休業発表日には滋賀県下は大混乱を呈し、大手筋の預金関係の被害者には、大阪市役所・三品取引所・紡績会社方面があげられている。また同行がメリヤス界で金

融の独占的地位を占めていたため、その方面への打撃も大きかった⁽⁹⁾」という。

近江銀行の休業でみられるように、恐慌によって中小企業の資金調達が困難となるなど、大阪経済の受けた打撃は大きかった。それから立ち直る間もなく昭和恐慌に巻き込まれた。

第一次世界大戦が終わると、世界の主要国は金解禁を行なったが、日本は震災恐慌や金融恐慌などで、金解禁を実施することができなかった。ようやく昭和四（一九二九）年一月二一日、政府は翌五年一月一日に金解禁を実施する旨の大蔵省令を公布し、金輸出を解禁した。しかし四年一〇月二四日にニューヨーク株式市場の大暴落によって世界恐慌がはじまり、それと金解禁が重なって日本は未曾有の昭和恐慌に見舞われた。昭和六（一九三一）年九月に満州事変が勃発してから、景気は次第に回復にむかったが、昭和初期は金融恐慌から昭和恐慌と、恐慌がつづき、慢性的不況の時期であった。

『大阪工業会五十年史』は、昭和初期の慢性的不況に苦しむ大阪の工業について、次のように述べている⁽¹⁰⁾。

大阪府の工業もこの慢性的不況によって大きな打撃を

受け、この期の初めの昭和二年を百とすると、期末の

昭和六年は職工数では九三、生産額では実に七八・五と激減するに至った。とりわけ紡織工業、金属工業、窯業および土石業、製材および木製品工業の諸部門で著しい減少を示している。これをさらに詳細に見ると、紡績、紐物編物、製綿、織物撚糸、染物、メリヤス、ハンケチ、金属精錬、鍋釜類、針金、金属管、建築用家具用金具、車両、船舶、和紙、マッチ、植物油、ローソク、染料、インキ、肥料、コークス、たどん、陶磁器、ガラス製品、瓦、れんが、製材、砂糖、穀粉、かん詰、製菓、麺類、しゆる製品、はきもの、帽子、ブラシ、ボタン、竹製品、擬革、洋がさ、防水布などの諸部門での減少最も著しく、これらの業種から推測されるごとく、慢性的不況により最も打撃を受けたのは消費財生産、なかんずく輸出向生産に従事する中小工業の業種であった。(中略)

またこれら諸工業部門のうちにおいても、とりわけ紡織工業部門の受けた打撃は大きく、昭和二年に比して昭和六年の職工数は七六・六パーセント、生産額のごときは実に五八・一パーセントにすぎなかった。

(後略)

当時、大阪市社会部調査課長であった酒井利男氏も、世界的不況に直面したわが国の産業界は「生産制限、操業短縮は全産業部門に亘って行はれ、中小企業に於いては事業不振、金融梗塞のために倒産、工場閉鎖の悲境に立ち至るもの続出し、また大企業に在っては産業合理化なるカムフラージュのもとに賃銀引下げ、手当削減、集団的解雇が渦巻く非難を押し切って敢行せられ⁽¹⁾」、不況による失業者が続出したという。そして、昭和恐慌下の大阪経済についても、酒井氏は次のように記している。⁽²⁾

これを大阪府市に於ける具体的情勢に就て見るに管内職工三十名以上使用の大中工場約一、〇〇〇の中の四〇％は目下休廃の状態に在り、残りのものと雖もその約三〇％は事業縮小を余儀なくせられてゐる。また減給は一般的風潮となり終り、現実の賃銀切下げの外労働時間の短縮、賃銀単価の引下げ等極めて露骨に行はれつゝある。泉北、泉南の綿業工場約七〇〇に於いてはその殆ど全てを通じて昨年末来一割乃至三・五割の減給が敢行された。

此等強力なる資本の攻勢に対して被傭者は罷・怠業

表1 大阪府の工業生産額

(単位：千円)

年次	重化学工業			軽工業			計
	機械及器具工業	化学工業	特別工業	染織工業	飲食物工業	雑工業	
昭和元	255,154	212,019	112,894	467,026	130,142	190,131	1,367,368
2	280,976	215,817	134,663	478,033	124,268	163,244	1,397,103
3	333,674	228,934	148,432	468,480	134,774	172,590	1,486,886
4	405,883	251,046	159,364	500,004	129,706	182,143	1,628,149
5	299,368	203,421	156,754	317,037	112,431	149,988	1,239,002
6	271,282	174,738	144,529	273,827	100,442	130,603	1,095,424
7	274,393	199,541	155,786	346,696	106,713	148,937	1,232,068
8	414,199	242,425	187,646	473,133	113,389	166,737	1,597,533
9	569,545	276,582	192,420	525,714	132,517	198,461	1,896,241
10	669,905	325,880	134,875	553,919	141,226	217,900	2,043,709
11	778,816	357,982	141,925	538,774	146,001	347,452	2,310,952
12	1,340,297	436,470	175,373	699,250	160,756	287,456	3,099,604

出典：『大阪百年史』574頁による。

註：『大阪府統計書』を基にしている。

特別工業とは度量衡器、金属精錬、電気・ガス工業をいう。

計はいずれも合わないが、そのままにしている。

工場数と職工数

窯業		製材及木製品工業		印刷及製本業		食料品工業		その他の工業		全工業	
工場数	職工数	工場数	職工数	工場数	職工数	工場数	職工数	工場数	職工数	工場数	職工数
—	—	—	—	—	—	773	10,134	1,576	31,491	6,930	242,858
—	—	—	—	—	—	793	10,234	1,765	34,267	7,298	238,834
—	—	—	—	—	—	798	10,467	1,929	35,455	7,759	240,742
324	13,225	336	5,886	306	7,676	843	10,547	947	18,521	7,693	236,416
312	12,377	369	5,687	325	7,926	878	10,295	944	17,652	7,926	207,676
291	9,991	354	5,303	339	7,838	922	10,699	1,037	18,240	7,960	206,185
302	10,449	387	6,280	335	7,512	933	11,036	1,355	23,152	8,376	226,180
338	12,154	456	6,803	344	8,011	977	11,733	1,622	27,350	9,582	256,933
399	14,658	589	8,119	441	9,153	1,096	12,552	2,406	36,331	11,936	308,215
388	15,943	627	8,425	474	9,974	1,050	12,951	2,493	36,092	12,663	333,266
417	17,119	655	9,053	494	9,873	1,080	13,469	2,520	38,287	13,412	361,445
500	17,900	853	9,910	666	11,085	1,201	14,190	3,359	43,996	16,891	407,777

を以って闘ひつゝ、あるが弱小なる経営主は工場閉鎖により、強大なる資本家は解雇を以ってこれに応じつゝ、ある。斯くて結局のところ形大なる誠首者の群が失業者として街頭に投げ出されつゝ、あるを見る。大阪府下に於いて本年（昭和五年）引用者註）一月以降四月に至る短期間に工場閉鎖をなしたるもの一八七、事業縮小をなしたるもの約一六〇工場に及び、争議件数は一六九件に達してゐる。本年四月末まで解雇職工概数は六〇〇〇人余に上り（男女の割合は四対一）、うち争議に基く解雇者の概数は僅かに八〇〇人弱に過ぎない。

昭和恐慌は農業にもおよび、農業恐慌となつた。農産物の価格が暴落し、農家の窮状は筆舌に尽くし難く、農家経済は破綻した。農業恐慌は日中戦争までつづき、大阪府内の農家も苦境に立たされたが、その問題はひとまず置き、大阪の工業の状況についていえば、以上のような状態であつた。昭和恐慌は大阪府の工業に大きな打撃をあたえた。表1は大阪府の工業生産額を示したものである。同表によれば昭和四（一九二九）年の工業生産額は一六億二八一四万九〇〇〇円であつたが、翌五年には一二億三九〇〇万二〇〇〇円、六年一〇億九五四二万四〇〇〇円となり、六

表2 大阪府の

年次	金属工業		機械及器具工業		化学工業		ガス及電気業		紡織工業	
	工場数	職工数	工場数	職工数	工場数	職工数	工場数	職工数	工場数	職工数
昭和元	—	—	1,893	50,147	847	28,610	—	—	1,820	120,954
2	—	—	1,968	54,151	874	28,786	—	—	1,875	109,706
3	—	—	2,208	60,893	901	30,095	—	—	1,899	102,522
4	1,083	23,198	1,128	36,740	652	18,860	11	892	2,063	100,817
5	1,180	23,219	1,162	29,171	692	19,006	12	1,140	2,052	81,203
6	1,164	23,098	1,128	27,095	697	18,204	11	1,094	2,017	83,831
7	1,195	26,426	1,267	33,695	702	20,812	11	998	1,889	85,820
8	1,467	36,233	1,629	42,503	756	22,586	11	1,022	1,982	88,538
9	1,849	46,956	2,190	56,802	841	25,916	11	983	2,114	96,745
10	1,942	54,285	2,592	69,205	912	29,166	11	1,013	2,174	96,212
11	2,232	61,810	2,732	78,066	987	31,194	11	1,053	2,284	101,521
12	2,903	72,711	3,709	97,887	1,163	33,588	11	1,014	2,526	105,496

出典：『大阪百年史』572～573頁による。

註：『大阪府統計書』を基にしている。

昭和3年までの機械及器具工業には金属工業を、化学工業には窯業を含む。また同年までの「その他の工業」のうち、上段の雑工業に製材及木製品工業・印刷及製本業を、下段の特別工業にはガス及電気業を含む。

表3 大阪市社会部による大阪府市の失業者推定数 (単位:人)

	俸給生活者	日傭労働者	其他の労働者	計
昭和4.10.1	4,880	5,750	14,540	25,170
同 11.1	4,430	5,220	13,220	22,870
同 12.1	4,850	7,720	14,460	27,030
昭和5.1.1	4,870	5,740	14,530	25,140
同 2.1	5,230	6,170	15,620	27,020
同 3.1	5,370	6,340	16,020	27,730
同 4.1	5,210	6,150	15,530	26,890
同 5.1	5,210	6,160	15,560	26,930

出典:酒井利男「大阪府市に於ける失業救済事業(上)」(『社会政策時報』第118号、昭和5年7月)32頁による。

が、職工数では、昭和三年に二四万〇七四二人であったが、四年二二万六四一六人、五年二〇万七六七六人、六年二〇万六一八五人となり、四年から減少し、増加に転じるのは七年になってからであった。工場数は、昭和三年七七五九工場、四年七六九三工場で、四年に若干減少するが、五年

年の生産額は四年の六七・二八%まで減少した。工業部門別では、『大阪工業会五十年史』も指摘しているように、染織工業(紡績工業)の落ち込みがはげしく、六年の生産額は四年の五四・七六%に減少した。表2は、大阪府の工場数と職工数を示したものである

七九二六工場、六年七九六〇工場と、不況下にあっても増加している。職工数が減少する中で工場数の増加であるから、中小零細企業が不況下に増加したということになるのではなからうか。また、表1、表2からは分からないが、先の酒井論文が指摘しているように、解雇や工場閉鎖にいたらなくても、賃金引下げや労働時間の短縮などにより、不況下の労働者の多くは苦しい生活に追いやられた。

一方、不況は失業者を続出させたが、大阪市社会部による大阪府市の失業者推定数は、表3の通りである。「本府市に於けるが如く工場労働者、商店会社の被傭者、自由労働者の失業者の上に未就職の知識階級を加へ、尚また婦人、少年の男子職業戦線蚕蝕による失業者、或はまた職を求めて移住し來たる離郷農民、鮮人の群等を併せ包含する場合に在つては益々失業者の意義並にその正確なる数を把握するに困難を感じしめる」⁽¹³⁾状態⁽¹³⁾で正確な人数を把握するのは非常にむずかしい。そのような中で大阪市社会部は、表3が示すように、昭和五(一九三〇)年の大阪府内の失業者は、一時二万七〇〇〇人をこえた⁽¹⁴⁾と推定した。しかし、実際はそれよりも多く、昭和五年の国勢調査によると、大阪市内の失業者だけでも三万〇九一〇人であり、六大都市の

中で最高を記録したのである。⁽¹⁵⁾このころ、朝鮮人を含む失業者に対し、公共団体は失業救済事業を施行し、その救済にあたった。

(2) 重化学工業の発展と大阪経済

金融恐慌、昭和恐慌と二つの恐慌により昭和初期の大阪経済は、大きな打撃をうけ、多くの人びとは不況に喘いだ。そのさなか、昭和六（一九三二）年九月一八日に満州事変が勃発した。これを契機に日本は戦争経済に突入し、景気も次第に回復していった。

表1が示すように、大阪府の工業生産額は、昭和七（一九三二）年から増加し、九年には四年を上回り、一八億九六二四万一〇〇〇円となったが、その後も増加した。昭和初期で最低の工業生産額を記録した昭和六年と一二年を比較すると、二・八倍に増加した。中でも機械器具工業の生産額の伸びがいちじるしく、昭和六年から一二年までの六年間に四・九倍に増加している。それに対し、大阪の主要工業であった染織工業は、昭和六年の二億七三八二万七〇〇〇円が一二年に六億九九二五万〇〇〇円と、二・六倍の増加にとどまっている。大阪府内の工場数と職工数の推

移を示す表2によれば、機械器具工業の工場数は、昭和六年の一・二八工場が一二年に三七〇九工場と三・三倍、職工数は二万七〇九五人が九万七八八七人と三・六倍になっている。それが紡織（染織）工業では、工場数が六年の二〇一七工場が一二年に二五二六工場と一・三倍になったに過ぎない。職工数でも、八万三八三一人が一〇万五四九六人と一・三倍である。機械器具工業ほどではないが、金属工業や化学工業など、重化学工業に属する部門の発展がいちじるしい（ガス・電気業は横ばいであるが）。それに対し、紡織（染織）工業、窯業、製材・木製品工業、印刷・製本業、食料品工業などの軽工業は、発展がゆるやかであったから、全工業中に占める重化学工業の比重は次第に高まった。

これは、表4が示すように全国的傾向でもあったが、大阪府の場合、工業総生産額に対する重化学工業の割合は、昭和六（一九三二）年四四・三%、一二年五九・六%で、六年ではまだ軽工業が過半を占めていた。満州事変が勃発し、日本が次第に戦時体制へと移行する中で、大阪府においても重化学工業化が進行していったのである。それでも、東京府と比較すると遅れていた。東京府の重化学工業化率は、昭和二（一九二七）年に五一・六%と五〇%をこえ、六年

は六七億四六〇〇万円であるが、大阪市は八億五六〇〇万円（全国比二二・七％）、東京市は三億九六〇〇万円（同五・九％）で、大阪市は全国第一の工業都市でもあった。昭和六年までその状態はつづいたが、七年に東京市は大阪市を追い越した。東京市は七年一〇月に市域を拡張し、世界第二の大都市になったことにもよるが、同年の全国工業生産額五九億八二〇〇万円のうち大阪市は七億五六〇〇万円（全国比一二・六％）、東京市は八億二四〇〇万円（同一三・

表4 大阪府と東京府の重化学工業化率の推移
(単位：％)

区 分	昭和2年	6年	12年	14年	
全 国	重化学工業	29.3	33.8	55.0	62.4
	軽工業	70.7	66.2	45.0	37.6
大阪府	重化学工業	40.8	44.3	59.6	70.1
	軽工業	59.2	55.7	40.4	29.9
東京府	重化学工業	51.6	52.0	70.8	78.4
	軽工業	48.4	48.0	29.2	21.6

出典：『新修大阪市史』第7巻、339頁による。

注：数字は工業総生産額に対する割合。『大阪市統計書』『東京市統計年表』『工業統計50年史』を基にしている。

五二・〇％、一二年七〇・八％と重化学工業化を進展させていった。このように急速に重化学工業化を進めた東京は、工業生産額においても次第に大阪を凌駕していった。表5によれば、昭和二（一九二七）年の全国工業生産額

表5 大阪と東京の工業生産額推移(昭和元～昭和15年)

単位：百万円 ()内は％

年 次	全 国	大阪市	東京市	大阪府	東京府
昭和元	6,936 (100)	858 (12.4)	356 (5.1)	1,154 (16.6)	823 (11.9)
2	6,746 (100)	856 (12.7)	396 (5.9)	1,156 (17.2)	918 (13.6)
3	7,205 (100)	945 (13.1)	393 (5.5)	1,279 (17.8)	969 (13.5)
4	7,717 (100)	1,003 (13.0)	395 (5.1)	1,346 (17.4)	1,018 (13.2)
5	5,995 (100)	755 (12.7)	326 (5.5)	996 (16.7)	818 (13.7)
6	5,174 (100)	671 (13.0)	303 (5.9)	858 (16.6)	752 (14.5)
7	5,982 (100)	756 (12.6)	824 (13.8)	1,030 (17.2)	852 (14.2)
8	7,871 (100)	1,040 (13.2)	1,086 (13.8)	1,382 (17.6)	1,124 (14.3)
9	9,390 (100)	1,261 (13.4)	1,267 (13.5)	1,650 (17.6)	1,303 (13.9)
10	10,837 (100)	1,417 (13.1)	1,493 (13.8)	1,848 (17.1)	1,527 (14.1)
11	12,258 (100)	1,473 (12.0)	1,712 (14.0)	1,994 (16.3)	1,737 (14.2)
12	16,356 (100)	2,146 (13.1)	2,369 (14.5)	2,758 (16.9)	2,419 (14.8)
13	19,667 (100)	2,542 (12.9)	3,195 (16.2)	3,233 (16.4)	3,167 (16.1)
14	24,862 (100)	2,802 (11.3)	3,910 (15.7)	3,588 (14.4)	4,206 (16.9)
15	27,153 (100)	2,661 (9.8)	4,205 (15.5)	3,830 (14.1)	4,966 (18.3)

出典：『新修大阪市史』第7巻、334頁による。

注：職工5人以上の工業。ガス・電気業は除く。()内の数字は全国に占める割合。

『大阪市統計書』『東京市統計年表』『工業統計50年史』を基にしている。

八%)となった。以後も東京市は工業生産額を増加させ、大阪市との差を拡大していった。大阪市は工業生産額こそ増加させているが、その全国に占める割合は減少傾向にあり、昭和一五(一九四〇)年には九・八%まで落ち込んだ。大阪府全体でも、時期は若干ずれるが趨勢は変わらない。昭和二三(一九三八)年まで大阪府の工業生産額は京府を上回っていたが、一四年に東京府に追い抜かれた。同年、大阪府の工業生産額は三五億八八〇〇万円(全国比一四・四%)、東京府は四二億〇六〇〇万円(同一六・九%)である。

満州事変を契機に大阪府の重化学工業も発展を遂げたが、東京府の発展に及ばず、大阪経済の地盤沈下は進行した。

日中戦争がはじまり日本が戦時体制へ移行した直後の昭和一四年に大阪府と東京府の地位は逆転したのであった。

右のように、重化学工業の発展する中で、大阪経済の地盤沈下が決定的なものとなったが、その点について『大阪工業会五十年史』は次のように述べている。すなわち、重化学工業の発展により「従来の商業資本色の強い、旧い日本資本主義は工業資本的な近代的資本主義へと変質脱皮しえたのであるが、この脱皮過程において主導権をとったの

は東京であり、かくてこのような日本資本主義の変質脱皮とともに日本経済の中心としての大阪の地位がしだいに侵蝕を受け、大阪経済の地盤沈下が始まったということである。東京が主導権を取りえたのはこの脱皮がいわゆる自然発生的に行なわれたものではなく、産業軍事化という政府ないし軍の上からの力によってなされたことによるのである。ここに当然政府や軍との結びつきの強い東京が主導権を取りえたわけであった。かくて大阪の工業は全体としては発展したにもかかわらず、個々の業種における全国的比重は低下し、発展のテンポも東京に比べてしだいに遅れがちとなり¹⁶東京に首位の座を譲った。また、重化学工業の発展が「カルテル化、トラスト化といったいわゆる合理化と並行して進んだため、反面で中小企業問題を深刻化せしめたということである。すなわち前期の昭和初頭の金融恐慌以来独占の形成は進んだが、昭和六年の重要産業統制法の制定および工業組合法の改正により、当期においては合理化はさらに一層進行した。しかし当期の合理化はこれらの法規によって遂行されたため、ややもすればその主導権を東京に奪われがちであり、かつこうした合理化は、反面で中小企業者の苦境没落、大企業への従属などを必然的に

表6 在阪朝鮮人人口 (単位:人)

年次	男	女	合計
大正元	246	2	248
2	314	24	338
3	212	4	216
4	397	2	399
5	749	13	762
6	2,030	205	2,235
7	3,052	245	3,297
8	3,538	424	3,962
9	3,876	618	4,494
10	6,168	1,253	7,421
11	11,237	2,100	13,337
12	19,549	4,086	23,635
13	30,102	6,944	37,046
14	25,795	6,065	31,860
昭和元	26,994	8,235	35,229
2	31,259	9,701	40,960
3	40,187	15,022	55,209
4	48,510	19,462	67,972
5	56,230	24,322	80,552
6	58,089	27,478	85,567
7	77,517	40,949	118,466
8	91,587	48,690	140,277
9	106,524	64,636	171,160
10	121,400	80,911	202,311
11	133,806	90,943	224,749
12	137,250	96,938	234,188
13	139,357	102,262	241,619
14	157,862	116,907	274,769
15	179,911	132,358	312,269
16	225,077	175,579	400,656
17	231,149	181,599	412,748

出典:『新修大阪市史』第7巻、645頁による。

註:各年末現在の数字。『大阪府警察統計書』各年版を基にしている。

惹起するものであったから、この点でも東京に比し、中小企業の比重の大きい大阪は深刻な問題をかかえることになった⁽¹⁷⁾のである。

このころの大阪経済は、地盤沈下が進行すると共に、中小企業問題が深刻化していた。それに加えて朝鮮人問題があつた。在阪朝鮮人の多くは劣悪な労働条件で中小零細企業で働き、民族的差別に苦しみながら生きていたのである。そこで、次に昭和戦前期における在阪朝鮮人の問題について考察することにした。

二 在阪朝鮮人の労働・生活・差別

1 在阪朝鮮人の激増

大阪府に居住する朝鮮人は、表6によると、大正元(一九一二年)年にはわずか二四八人であつた。それが昭和二(一九二七)年には四万〇九六〇人、七年に一一万八四六六人、一二年に二二万四一八八人と、昭和初期の不況下においても増加しつづけた。男女別にみると、大正期は大部分が男子であつた。大正一四(一九二五)年においても女子は総数の一九%に過ぎなかつた。昭和にはいり女子の増加が

いちじるしく、昭和二年に二三・七%、七年に三四・六%、一二年に四一・四%と激増している。大正期は、独身または単独で来阪した男子労働者が多く、昭和にはいと紡績女工などになった若年女子労働者も増えたが、一家をあげて来阪し大阪に定住する者が急増したのである。

では、なぜ昭和にはいり来住する朝鮮人が急増したのだろうか。内務省警保局編『社会運動の状況』は、渡航者激増の主な原因は次の六点にあるとしている¹⁸。

- (一) 朝鮮における小作農民の生活がいちじるしく逼迫していること¹⁹。
- (二) 近年水干害の被害甚大であること。
- (三) 小作農に代わるべき労務の需要が少ないこと。
- (四) 内地における労働賃金が朝鮮に比べ非常に高率であること。
- (五) 帰鮮者が内地労働の状況を誇張して吹聴すること。
- (六) 内地企業家が朝鮮人労働者は内地人の賃金に比べ低率で、過激な労働に堪えるため、これを歓迎する傾向にあること。

右にあげられていることの他に大阪市社会部調査課編『朝鮮人労働者問題』は、大正期末、すでに朝鮮人労働者が

内地へ来住する根本原因は「唯、一片の生活難と謂ふよりも、寧ろ、朝鮮人下層民が大いに覚醒し、其向上心が強まりたる結果に外ならざるもの思はれる²⁰」と、朝鮮人の精神的自覚の高まりにあるとしている。それは、昭和に入つて一層強まりこそすれ、弱まることはなかったであろう。

また、朝鮮人労働者の内地移住については、政府のとつた政策とも関係している。大正八（一九一九）年四月、朝鮮総督府は警務總監部令第三号を發布し、朝鮮人の旅行を取り締まるため、旅行証明書制度を設けた。すなわち、その第一条で次のように定めた²¹。

第一条 当分ノ内朝鮮外ニ旅行シ又ハ朝鮮内ニ渡来スル

朝鮮人ハ左ノ各号ニ依ルヘシ

一 朝鮮外ニ旅行セムトスル者ハ居住地所轄警察署

警察ノ事務ヲ取扱フ憲兵分隊
憲兵分遣所ヲ含ム以下同シ 又ハ警察官駐在所 憲兵
駐在

所ヲ含ム
以下同シ 二 旅行ノ目的及旅行地ヲ届出テ旅行証

明書ノ下付ヲ受ケ朝鮮最終ノ出発地ノ警察官 憲兵

ヲ含ム以
下同シ 二之ヲ提示スヘシ

二 朝鮮内ニ渡来セムトスル者ハ前号ノ証明書又ハ在

外帝国公館ノ証明書ヲ朝鮮最初ノ到着地ノ警察官

ニ提示スヘシ

表7 在日・在阪朝鮮人と済州島出身者

年次	①在日朝鮮人	②うち済州島出身者	①/②	③在阪朝鮮人	③/①	④うち済州島出身者	④/③	④/②
昭和9	537,695	50,053	9.3%	171,160	31.8%	37,938	22.2%	75.8%
49	638,806	101,378	15.9	178,720	28.0	63,972	35.8	63.1

出典：杉原達「在阪朝鮮人の渡航過程」(杉原・玉井編『大正／大阪／スラム』)216頁による。

註：昭和9年(①③)は田村紀之「内務省警保局調査による朝鮮人人口(I)」(『経済と経済学』46号、1981年2月)59・82頁、昭和9年(②④)は『耕田一二地理学論文集』87～88頁、昭和49年は姜在彦「在日朝鮮人の65年」(『三千里』8号、1976年11月)31頁を基にしている。

三 前二号ノ証明書又ハ
 外国旅券規則ニ依ル
 旅券ヲ有セサル者ハ
 朝鮮最終ノ出発地又
 ハ朝鮮最初ノ到着地
 ヲ管轄スル警察署又
 ハ警察官駐在所ニ自
 ラ出頭シ旅行ノ目的
 及旅行地ヲ届出ツヘ
 シ但シ警察官ニ於テ
 取締上特ニ其ノ必要
 ナシト認メタル者ハ
 此ノ限ニ在ラス

そして、この規定に違反した物は拘留または料所に処すことにしたのである。⁽²²⁾したがって、朝鮮人労働者の内地移住は旅行証明書制度によって制限されたが、第一次世界大戦がもたらしたいわゆる大

戦景気は、国内労働力の欠乏となったので、比較的寛大に朝鮮人の来往を許可したという。しかし、この制度については、朝鮮人の居住、移転の自由を阻害するものであることから、制定当初から評判がよくなかったため、大正一一(一九二二)年一二月、朝鮮総督府は朝鮮総督府令第一五三号をもって大正八年の警務總監部令第三号を廃止した。ここにおいて朝鮮人の内地渡航は制度上自由となり、多くの朝鮮人が来往するようになった。その上、大正一一(一九二二)年二月に済州島と大阪とを直航する朝鮮人専用汽船の航路が開設されたので、これを利用して来往する朝鮮人が増加した。⁽²³⁾表7によると昭和九(一九三三)年の在日朝鮮人が五三万七六九五五人であるが、その三一・八%にあたる一七万一一六〇人が在阪朝鮮人であった。また、済州島からの渡航者五万〇〇五三人のうち、七五・八%にあたる三万七九三八人が大阪に住んだので、在阪朝鮮人の二二・二%が済州島の出身者であった。このように多くの朝鮮人が居住した昭和戦前期の大阪は、朝鮮人をめぐるさまざまの問題が社会問題として注目された時代でもあった。

表9 在阪朝鮮人の密集地(1カ所200人以上)
(昭和3年末調)

場 所	戸数	人数
天王寺区南日東町自11番地至141番地	25	247
船出町11番地	31	377
港区小林町仮小屋	75	402
泉尾浜通2丁目	38	320
船町仮小屋	85	370
東成区大今里自342番地至583番地	63	984
猪飼野町1366番地	27	334
東小橋町自152番地至157番地	80	1,483
中浜町427番地5番地	100	1,467
鳴野町215番地	92	1,491
猪飼野町自923番地至925番地	9	615
猪飼野町873番地	32	277
猪飼野町628番地	25	286
鶴橋木野町355番地	28	258
東淀川区中津浜通5丁目	25	238
計	785	9,149

出典：三木正一「在阪朝鮮人について」(『大大阪』第5巻第4号)38頁による。

註：猪飼野町の9戸は59戸か。

表8 在阪朝鮮人の分布
状況(昭和3年末調)

市区郡別	人 数
大阪市北 区	2,923
此花区	3,044
東 区	1,802
南 区	1,233
浪速区	2,799
西淀川区	3,113
西 区	539
港 区	4,956
東淀川区	4,653
東成区	13,895
住吉区	1,591
天王寺区	1,122
西成区	2,916
(大阪市)計	44,581
堺 市	1,665
岸和田市	1,151
府下郡部	7,805
(大阪府)合計	55,209

出典：三木正一「在阪朝鮮人について」(『大大阪』第5巻第4号)38頁による。

註：計および合計は合わないが、そのままにしている。

2 昭和初年の在阪朝鮮人

(1) 在阪朝鮮人の地域的分布

在阪朝鮮人が五万五〇〇〇人をこえた昭和三(一九二八)年における朝鮮人の居住地域をみると、表8が示すように大阪市内が四万四五八一人である。在阪朝鮮人の八〇・九%が大坂市内に居住していた。それを区別にみると、東成区がもっとも多く一万三八九五人(在阪朝鮮人の二五・二%)、これに港区、東淀川区、西淀川区、此花区、北区、西成区、浪速区がつづいたが、東成区の朝鮮人人口の多さは突出しており、他の区・市あるいは郡部の及ぶところではなかった。つまり、在阪朝鮮人が多く居住したのは、大正一四(一九二五)年の大阪市域拡張の際、大阪市に編入された旧東成郡や旧西成郡などであり、中小零細企業が密集する市の周縁部であった。一方所に二〇〇人以上が密集している地域は表9の通りである。大阪市内に一五カ所あったが、

表10 職業別在阪朝鮮人数 (単位：人)

年 月 職 業	昭和3年末	昭和4年6月末
学生及び自由業	2,817	3,259
商業従事者	3,589	4,491
各種職工	20,264	23,059
その他の労働者	17,445	20,533
無職者	7,979	8,668
失業者	3,115	4,732
計	55,209	64,742

出典：昭和3年末は三木正一「在阪朝鮮人について」(『大大阪』第5巻第4号)39～40頁、昭和4年6月末は内務省警保局編「昭和四年中に於ける社会運動の状況」1223頁による。

註：『状況』で「人夫」としているものを「その他の労働者」としている。

(2) 在阪朝鮮人の職業

在阪朝鮮人の多くは労働者であった。表10によれば、昭

東成区九カ所、港区三カ所、天王寺区二カ所、東淀川区一カ所である。これら一五カ所の地域を合計すると戸数は七八五戸で、九一四九人が居住していた。平均すると、一戸当り一一・七人であるが、東小橋町の密集地では一戸当り一八・五人、鳴野町では一六・二人が狭い家屋に居住していたのである。

和三(一九二八)年末では在阪朝鮮人五万五二〇九人の三六・七％に当る二万〇二六四人が「各種職工」である。そのうち、紡績工場で働く紡績工が三一〇八人いたが、ほとんどが女子労働者であった。男子労働者はガラス工(二九六七人)、鉄工(八六〇人)、洋晒工(五四七人)、ゴム工(四四五人)、鍍金工(四四二人)など、各種職工として小規模な工場に就業していた。「その他の労働者」は一万七四四五人で、三一・六％を占めるが、もっとも多いのは土木工事に従事する者である(六三四五人)。次いで雑役(五七六七人)であるが、彼らは不熟練労働者として劣悪な労働条件のもとで就労した。それでも、まだ就労し得た者はよかつた。昭和三(一九二八)年末でも、在阪朝鮮人の五・六％に当る三一・五人が失業者であった。⁽²⁴⁾また、昭和四(一九二九)年六月末には在阪朝鮮人が六万四七四二人に増え、それにともない各職業の人数も増加した。「各種職工」は二万三〇五九人(在阪朝鮮人の三五・六％)、「その他の労働者」は二万〇五三三人(同三一・七％)、失業者は四七三二人(同七・三％)となった。このわずか半年間にも、在阪朝鮮人の失業者は増えたが、昭和恐慌期には急増した。岩村登志夫氏の研究によれば、昭和恐慌期の「在日朝鮮人

労働者の失業率は日本人の約三倍に達し、大阪市では一九三〇年一〇月、朝鮮人労働者の失業率は一八%を記録し、同市の失業者は、五人に一人は朝鮮人であった。大阪・堺両市の失業救済事業登録者は一九三〇年末に一万四〇〇〇人余であったが、そのうち朝鮮人が六〇%以上の八七〇〇人余を占めた⁽²⁵⁾のである。恐慌の打撃を在阪朝鮮人がもつとも強く受けたのであった。

(3) 朝鮮人保護事業と「内鮮融和」

在阪朝鮮人が増加すると共に多様な団体が結成されたが、朝鮮人保護事業にかかわった昭和初期の団体には表11に掲げたようなものがあった。その中でもっとも活動したのは内鮮協和会である。同会は大阪府によって設立された融和団体で、大正一三（一九二四）年五月に財団法人の認可を受け、大阪府知事を会長に、内務部長を副会長に、社会課長を常務理事とし、大阪府と朝鮮総督府の補助金や寄付金、事業収入などで会を運営した。主な事業としては、表に示すような職業紹介・共同宿泊・夜学校・保育・診療・住宅・隣保事業などがあり、これらを通じて朝鮮人の福利増進につとめ、「内鮮融和」を図ったのである。ただ、大正一

四（一九二五）年五月、中本第二小学校の校舎の一部に開設された中本夜学校は「東成区中道町一帯の朝鮮人を対象にして小学校程度の教育を施し、あわせて『内鮮協和の実を挙げる』ことを目的とし、『修身』『国語』『日本語』『算術』を主に修業年限三年であったが、一九二五年から二七年にかけて中退者は九一人にも達し、卒業者は二八年までにわずか一人にすぎなかった⁽²⁶⁾」といわれている。また、内鮮協和会の堺夜学校は昭和二（一九二七）年三月に錦小学校の校舎に設立されたが、これも「堺市と周辺部の朝鮮人を対象として小学校程度の教育を施し、『忠君愛国の念を養い、健全なる臣民を養成するを以て目的とし』、修業年限三年の第一学級、修業年限二年の第二学級でそれぞれ小学校三年、六年修了の課程をめざして定員一五〇人としたが、一九三三年までの卒業者は九八人にすぎなかった⁽²⁷⁾」という。

相愛会大阪本部も朝鮮人保護事業を実施するために設けられたものである。『明治大正大阪市史』によれば、大正期の「鮮人保護事業としては相愛会大阪支部（十二年）・内鮮協和会（十三年）・相愛会大阪中央本部（十四年）の設立⁽²⁸⁾」のである。つまり、相愛会は大正一〇（一九二一）

表11 朝鮮人保護事業一覽

名 称	内鮮協和会		相愛会大阪本部
位 置	東区大手前之町大阪府庁内		東成区東桃谷町
組織又ハ 経営主体	財団法人		財団法人
創 立	大正13年 5 月 5 日		大正12年 9 月
代 表 者	常務理事 藤澤喜久郎		会長 丁臣變
従 事 員	主事 1、事務員 8、保母 8、囑託15		主事 2、委員11
資 産 及 経 費	基金	100,300円	
	土地	372坪24 時価 22,332円	
	建物	23棟 71,330円	時価 20,760円
	備品	価額 12,800円	価額 4,268円50銭
	予算	77,500円 經常部 47,500円 臨時部 30,000円	7,862円
	財源	事業収入、資産収入、補助金、 寄付金、雑収入	
事 業	職業紹介 豊崎、鶴橋、木津川職業 紹介所 共同宿泊 泉尾共同宿泊所 夜学校 中本、今宮、堺夜学校 保育 鶴橋、木津川、豊崎保育 所 診療 豊崎診療院 住宅 豊崎、鶴橋、木津川住宅 隣保事業 豊崎、鶴橋、木津川隣保 館		支部 和泉、堺、淀川、西、佐 野、阪神、泉南ノ七部ヲ 有ス 職業紹介 求人数 2,132 求職数 2,456 紹介数 2,074 就職数 2,387 無料宿泊 実人員 3,270 延人員 6,928 人事相談 1,282 旅費其他扶助 124 無料食券交付 862 住宅供給 1,681 夜学校 実人員 626 延人員 3,410
電 停 電 話	大手前 東 5,380		桃谷

名 称	鶴橋内鮮自治会	城東協和会	
位 置	東成区鶴橋北之町 2 丁目鶴橋警察署内	東成区大今里町中本警察署内	
組織又ハ 経営主体	会員組織	会員組織	
創 立	大正13年 5 月18日	昭和 3 年 9 月26日	
代 表 者	会長 河野庄二郎	会長 小湊梅太郎	
従 事 員	会長 1、副会長 2、幹事長 1、幹事 4、常務委員 7、委員30		
資 産 及 経 費	基金	1,480円	
	土地		
	建物		
	備品		
	予算	466円	556円
	財源	会費、寄付金	会費、寄付金
事 業	職業紹介 114 貧民救済 169 医療救護 53 人事相談 123 失業救済 124 利用者ノ資格及手続 管内ニ居住スル者ニシテ委員ノ推薦ニ依リ入会申込ノ手続ヲ為シタル者 会 員 数 約800	救 貧 64世帯 職業紹介 59 罹災救助 6世帯 槿花園補助 棄権防止宣伝	
電 停 電 話	鶴橋 天王寺 4. 44. (警察署)	今里	

名 称	柏原日鮮自治会	内鮮青年団大阪総本部	
位 置	南河内郡柏原町大字市村柏原警察署内	東淀川区木川西ノ町2丁目93	
組織又ハ 経営主体	会員組織	会員組織	
創 立	大正15年2月1日	昭和3年8月16日	
代 表 者	会長 岸本忠五郎	会長 金元福	
従 事 員	会長1、名誉会長1、幹事長1	団長1、副団長1、幹事8、部長8、 書記2	
資 産 及 経 費	基金		
	土地		
	建物		
	備品	価格 100円	
	予算	96円	206円
	財源	会費、寄付金	会費、寄付金
事 業	朝鮮人戸口調査 1回 同 失業調査 1回 登録失業者労働手帳用写真費 補助 72件 利用者ノ資格及手続 会員ニ限ル会員ハ本会ノ趣旨目的ニ 賛同セル者 利用者ノ負担	職業紹介 131 人事相談 80 救貧 61 住宅争議解決 43 17歳以上ノ男子入団原書ヲ提出シ 団長ノ許可ヲ要ス 団費 月20銭	
電 停 電 話	大鉄 柏原 柏原2	阪急 十三	

名 称	槿花園	大成普通夜学校	
位 置	東成区小橋北ノ町 2 丁目152	東成区中川町684	
組織又ハ 経営主体	個人経営	個人経営	
創 立	昭和 5 年10月18日	昭和 3 年 2 月10日	
代 表 者	金永彦	権斗龍	
従 事 員	園長 1、学務委員 2、事務理事 1、 保母 2、教員 3	校長 1、主事 1、教員 6	
資 産 及 経 費	基金	130円	
	土地		
	建物	時価 500円	
	備品	価格 30円	
	予算	849円	595円
	財源	事業収入、寄付金	事業収入、寄付金
事 業	<p>幼児教育 55 夜 学 137 利用者ノ資格及手續 幼稚園々児ハ年齢 4 歳乃至 7 歳。夜 学部生徒ハ 8 歳以上ニシテ父母又ハ 後见人ヨリ願書ヲ提出セシム 利用者ノ負担 園児ハ無料 生徒ハ月謝 20 銭 免除スルコトアリ</p>	<p>夜学校 生徒数 93名 大阪市内猪飼野、片江、中川、腹 見及大友ノ各町在往朝鮮人ノ貧困 児童タルヲ要シ保護者ヨリ申出デ シム</p>	
電 停 電 話	小橋西ノ町	大軌 今里	

名 称	大和田内鮮同愛会	大阪朝鮮人自治青年団	
位 置	西淀川区大和田町49 大和田警察署内	東成区中川町684	
組織又ハ 経営主体	会員組織	会員組織	
創 立	昭和2年9月25日	昭和3年1月22日	
代 表 者	会長 仲島忠次	会長 権斗龍	
従 事 員	会長1、副会長1、会計1、幹事長1、幹 事4、委員31、顧問相談役15	園長1、副園長1、幹事長1、幹事 6、書記6	
資 産 及 経 費	基金	1,500円	
	土地		
	建物		
	備品		
	予算	615円	476円
	財源	事業収入、寄付金	会費、寄付金
事 業	職業紹介 89 人事相談 162 救 貧 31 医 療 6 無料種痘 486 体育奨励 教育奨励 其他救護 13 利用者ノ資格及手続 管内居住者ニ限り会長ノ承認シタル モノ申込書ニ記入申込ム 利用者ノ負担	講習会講演会開催 家族慰安会開催 衛生思想普及 救貧 模範鮮人表彰 利用者ノ資格及手続 満16歳以上満30歳以下ノ男子ニシ テ品行方正ナル者申込書ニ依リ調 査ノ上決定ス 利用者ノ負担 会費1ヶ月20銭	
電 停 電 話	阪神 福 土佐堀 790(警察署)	大軌 今里	

名 称	济州共济会大阪支部	内鮮協会総本部	
位 置	東成区南中道3丁目130	西淀川区大仁本町3丁目31	
組織又ハ 経営主体	会員組織	会員組織	
創 立	昭和2年5月1日	昭和4年2月10日	
代 表 者	支部長 田中半治	会長 牧本万助	
従 事 員	理事1、主事1、書記3	会長1、副会長2、部長8	
資 産 及 経 費	基金	14,762円13銭	
	土地	78坪02 時価 9,368円	
	建物	59坪 時価 7,765円	
	備品	価額 500円	
	予算	15,821円	3,987円
	財源	会費、事業収入	会費、事業収入、寄付金
事 業	保護注意 1,405 職業紹介 328 人事相談 受付622件 解決622 救 護 250 施 療 実人員88 延人員477 奨 学 17件 学費補助9 事情案内 3,070 貸間貸家 14室、人員64 利用者ノ資格及手続 濟州島出身ニシテ確實ナル目的ノ下 ニ出稼ニ来阪シタルトキ本会ニ加入 セシム 利用者ノ負担 1ヶ年80銭	職業紹介 467 住宅 21 事故調停 569 貧民救済 830 思想善導 75 利用者ノ資格及手続 年齢18歳以上50歳以下ノ者ニシテ 会員ノ紹介ニ依リ入会申込ノ手続 ヲ行フ	
電 停 電 話	玉造 南 4,235	阪神北大阪線 大仁	

名 称	大阪府朝鮮青年団本部	韶羅親友会大阪総本部	
位 置	大正区泉尾松ノ町 2 丁目20	北区北同心町 2 丁目55	
組織又ハ 経営主体	会員組織	会員組織	
創 立	昭和 6 年 4 月 2 日	昭和 3 年 8 月22日	
代 表 者	団長 田中藤太郎	会長 朴春基	
従 事 員	団長 1、副団長 2、事務員 1、部長 6、会 計 2、幹事15	会長 1、副会長 2、事務 1、総務 2、書 記 1、部長 7、相談役10、顧問 2	
資 産 及 経 費	基金		
	土地		
	建物		
	備品		
	予算	870円	1,560円
	財源	会費、寄付金	会費、寄付金
事 業	月例修養講演会 21回 防火宣伝講演会 宣伝13回 講演 3回 時 事 講 演 会 3 回 雑 件 80 利用者ノ資格及手続 大阪府下在住ノ15歳以上ノ男子団員 ノ紹介ニ依リ申込書記入入会ス 利用者ノ負担 正団員及特別団員 5 銭 賛助団員(一時金ヲ抛出シタル者)	住宅争議調停 124 人事相談 3,265 衛生思想普及 奨学(学資補助) 職業紹介 556 救 護 151 利用者ノ資格及手続 会員ニ限ル会員ハ大阪在住ノ内鮮 人ニシテ会ノ趣旨目的ニ賛同スル 者 利用者ノ負担 月額10銭	
電 停 電 話	泉尾松ノ町	扇橋	

名 称	在大阪朝鮮人平和会本部	大同協会関西本部	
位 置	西成区北開3丁目9	東淀川区本庄東通2丁目10	
組織又ハ 経営主体	会員組織	会員組織	
創 立	昭和4年7月1日	昭和5年6月1日	
代 表 者	会長 崔秉基	会長 山本芳治	
従 事 員	会長1、副会長2、総務2、庶務2、 部長3、財務1、顧問5	会長1、副会長2、総務3、部長4 幹事24、部員3	
資 産 及 経 費	基金	600円	
	土地		
	建物	時価 1,200円	
	備品		
	予算	241円	1,968円
	財源	会費、寄付金	会費、寄付金
事 業	講演会開催 救 護 15人 労働争議調停 6 職 業 紹 介 18 モヒ患者保護 25 利用者ノ資格及手続 入会申込書ニ記入入金ヲ添へ申込 ム 利用者ノ負担 会費月20銭	職業紹介 127 保護救済 53 相談指導 75 金品給与 543 福利教化 83 利用者ノ資格及手続 思想堅実善良ナル者ニシテ会員ノ 紹介ニ依り加入セシム 利用者ノ負担 其 他 支部 城北支部及北支部ヲ 有ス	
電 停 電 話	南海本線 今宮	中崎町	

名 称	朝鮮人協会総本部	協進会	
位 置	住吉区阿倍野筋 5 丁目66	東成区猪飼野町838	
組織又ハ 経営主体	会員組織	会員組織	
創 立	大正11年 7 月24日	昭和 2 年 1 月16日	
代 表 者	会長 李善洪	会長 李在鶴	
従 事 員	会長 1、総務 2、部長 8、書記長 1、 幹事33、書記 1	会長 1、副会長 1、総務 4、部長 8、 幹事長 5、幹事50、常務員 3	
資 産 及 経 費	基金		
	土地		
	建物		
	備品		
	予算	3,391円	1,800円
	財源	会費、寄付金	経営者醸出
事 業	職 業 紹 介 148 借 家 争 議 調 停 53 内 鮮 人 結 婚 媒 介 思 想 善 導 利 用 者 ノ 資 格 及 手 続 原 則 ト シ テ 1 戸 ヲ 構 フ ル 者 会 員 ノ 紹 介 ニ 依 リ 入 会 ス 利 用 者 ノ 負 担	職 業 紹 介 求 職 572 紹 介 239 人 事 相 談 21 患 者 周 旋 189 利 用 者 ノ 資 格 及 手 続 失 業 者、無 住 居 者、新 渡 来 者 ニ シ テ 会 員 ノ 紹 介 ニ 依 リ 許 可 ヲ 得 テ 入 所 ス	
電 停 電 話	阿倍野	猪飼野	

出典：大阪社会事業聯盟編『大阪社会事業年報』（大阪社会事業聯盟、昭和 8 年）296～304頁による。

註：明らかに誤字と思われるものは訂正した。また、一部漢数字を算用数字に改めるなどした。

年に東京において結成され、その支部である相愛会大阪支部が大正一二（一九二二）年に、相愛会大阪中央本部が大正一四（一九二五）年に設立された。この相愛会大阪中央本部が表11の相愛会大阪本部のことであろう。相愛会大阪本部の下には昭和八（一九三三）年ころ七支部があり、職業紹介・無料宿泊・人事相談・旅費その他扶助・無料食券交付・住宅供給・夜学校などの事業を行なった。表11では分かりにくいが昭和三（一九二八）年一月の『大阪朝日』によれば、相愛会和泉支部は泉南郡西信達村の大阪紡績の朝鮮人労働者とその家族五〇〇人に民族衣装の着用を禁止、さらに岸和田市在住の朝鮮人三〇〇〇人についても同じようなことを計画していたから、同会は日本の植民地支配を容認するだけでなく、それにおもねる親日融和団体といふべきものであった。昭和四（一九二九）年八月に岸和田紡績会社の本社工場で、朝鮮人女性労働者の争議が起こったが、その際「岸和田署長は親日融和団体相愛会の幹部にも助力を依頼³⁰」して争議を收拾させた。また、翌年五月に岸和田紡績堺分工場でも争議が発生するが、同工場の労働者の状態について岩村登志夫氏は「岸紡の従業員³⁰の三〇%ないし四〇%は、丁臣變らの相愛会岸和田支部が朝鮮で募集

した出稼婦人労働者であったが、同堺分工場の一九二九年末の平均賃金男子一円三七銭、女子一円二六銭は、府下の他の紡績工場にくらべてかなり低いものであり、さらに一九三〇年二月から四月初にかけて三回、計一二%も引下げられ、これに操業短縮が重なって実収賃金は四〇%も減³¹つた」と述べている。ここに名のでている丁臣變こそ相愛会大阪本部の会長である。丁臣變ら相愛会大阪本部および支部の幹部らは、企業に朝鮮人労働者を斡旋し、賃金の上前をはねたり、労働争議には警察に協力し、企業側に立つて、争議に参加している朝鮮人労働者を抑圧する役割を果たしたのである。相愛会は朝鮮人保護事業を行なうといつても、かなり問題のある団体であった。

昭和三（一九二八）年九月に設立された城東協和会は、朝鮮人が密集していた東成区の中本警察署管内の者を会員とし、救貧・職業紹介・罹災救助・植花園補助・棄権防止宣伝の事業を行なった。会長は中本署長であり、管内に住する府會議員や市會議員のほか、方面委員・学校長・医師・工場主・家主らを顧問や評議員または賛助員とした。だが、警察署長を会長とし、警察署内におかれた城東協和会は「朝鮮人集団居住地における警察機構と方面委員組織

とを一体化した朝鮮人『皇民』化方策⁽³²⁾」を推進する組織であった。

鶴橋内鮮自治会や柏原日鮮自治会、それに大和田内鮮同愛会も警察署内におかれており、朝鮮人保護事業を行なう団体であるというものの、警察はこの組織を朝鮮人の取り締まりや情報収集に利用したことは間違いないであろう。

朝鮮人協会総本部は、職業紹介・借家争議調停・内鮮人結婚媒介・思想善導を事業として行なう親日融和団体であった。ただ、会長の李善洪は、朝鮮人協会が設立された大正一一（一九二二）年ころ、労働運動や水平運動にも関心をいだき、水平社幹部の泉野利喜蔵や米田富らと交流し、関西朝鮮人聯盟を組織して水平社と連携しようとした⁽³³⁾。ところが、彼は、岩村登志夫氏の研究によると、大正一一（一九二二）年一二月に在阪朝鮮人労働者を中心となつて大阪朝鮮人労働者同盟会の創立大会を開催するが、その際大会妨害を企てた⁽³⁴⁾。また、昭和にはいると後に詳述するように、衆議院議員選挙に大阪第四区から無所属で立候補し、落選している。したがって、李善洪は在阪朝鮮人社会のボスであり、「内鮮融和」につとめた人物であつて、朝鮮人協会は朝鮮人の経営するものであるが、朝鮮総督府や大阪

府・大阪市の関係者の支援を受けた融和団体であつた。

こうしてみると、表11に掲載されている朝鮮人保護事業にかかわつた団体や施設は、大阪府や大阪市あるいは警察署などの主導のもとに運営したり、在阪朝鮮人が行政の支援を受けて運営したりしており、規模も性格も一様でないが、いずれも朝鮮人の福利増進を図り「内鮮融和」を目的としたものであつた。けれども、この種の朝鮮人保護事業は、激増する在阪朝鮮人の住宅・職業（失業）・衛生・教育などの問題解決に取り組み、朝鮮人の福利増進をはかつたというものの、昭和初年の恐慌期においては一部の在阪朝鮮人を救済したに過ぎなかつた。

（4）在阪朝鮮人の社会労働運動

④大阪朝鮮労働組合と労働争議

来阪した朝鮮人の多くは労働者であり、不況下においては日本人労働者と競合し、苦しい生活に耐えなければならなかつた。各種朝鮮人保護事業は、こうした苦境にあえぐ在阪朝鮮人の生活環境を改善し、「内鮮融和」を図ろうとするものであつたが、朝鮮人労働者らによる民族差別の撤廃や労働条件の改善などを求める運動も、大正期から進め

られていた。大正一四（一九二五）年二月、全国的組織である在日本朝鮮労働総同盟（在日労総）が東京において設立された。それに大阪の大阪朝鮮労働者同盟会（大正一一年設立）・堺朝鮮労働同志会・西成朝鮮労働同盟会・大阪光濟会・今福朝鮮労働組合・鶴町朝鮮労働組合・城東朝鮮労働同盟会の七団体が加盟した。³⁶その後、在日労総の組織再編成の方針にしたがい、昭和二（一九二七）年九月、大阪朝鮮労働組合が結成された。これまでの労働同盟や労働組合を地域別一般合同労働組合に改め、此花・北部・東北・東南・港・西成・堺・泉北の各支部を設け、組合の本部を西成区中開五丁目の西成支部事務所³⁷に置いた。

大阪朝鮮労働組合は在阪朝鮮人の組織化にとめたので、最盛期の昭和四（一九二九）年の秋には一万七〇〇〇人の組合員を擁したといわれている。³⁸しかし、不況がつづいているにもかかわらず、在阪朝鮮人が激増したので、失業者が増加し、朝鮮人労働者の賃金引下げ、解雇が相次ぎ、府内の各所で争議が発生した。大阪朝鮮労働組合の各支部の組合員は、それらの争議を応援し、朝鮮人労働者の地位をまもるためにたたかった。³⁹

⑧在日本朝鮮労働総同盟の全協への解消と労働争議

大正一四（一九二五）年四月に結成された朝鮮共産党は、昭和二（一九二七）年四月に朝鮮共産党日本総局を設け、在日朝鮮人の組織化にとめた。ところが、昭和三（一九二八）年以来、日本共産党や朝鮮共産党日本総局は弾圧を受け、在日労総幹部も多数検挙された。そのため、在日労総の運動は一時沈滞したが、昭和四（一九二九）年九月以降、検挙を免れた者により、在日労総の指導部を確立強化し、全協（日本労働組合全国協議会）への解消闘争が展開された。在日労総を解消する理由は、労総加盟の各地方組合に配布したパンフレットによれば、「従来在日本朝鮮労働総同盟は労働階級独自の闘争を等閑にして朝鮮共産党の指導下に活動し、或は鮮内の民族的闘争と結んで労総の革命的組合闘争を妨害し、且内地左翼団体との連絡阻隔した為日本帝国主義の特殊的弾圧に逢ひ中心分子を失ふに至った」⁴⁰が、これは運動方針の誤りによるものであるとする。その誤りを清算するには「従来朝鮮共産党の指導下にあつた為特殊的弾圧を加へられたのであるから日本内地に於いては日本共産党の指導下に入るべく、此の支配階級の攻勢に對抗して真に労働階級の利益を擁護獲得すべき途は全労働階

級の共同闘争以外に何物もない。直に在日朝鮮労働階級の利益を代表し忠実に闘争する為には一切の民族的闘争を放棄し真に左翼労働組合として徹底的権力獲得の闘争を為すべきである。日鮮労働者の労働条件は完全に一致して居り、賃金の差別民族的差別等の特殊的弾圧は日本労働階級の為すところに非ずして日本帝国主義の所作であるから、此等差別の撤廃は日本労働階級との協力なくしては実現することが出来ない。然るに日本に於ける労働階級の階級的擁護権力獲得の闘争を遂行する革命的労働団体は日本労働組合全国協議会であるから之に合流することが必要である」としたのである。⁽⁴¹⁾

昭和四（一九二九）年一月一日夜、大阪市西成区旭南通八丁目の金龍柱宅で在日労総の全国代表者会議ならびに拡大中央執行委員会が開催され、在日労総の解体が決議された。これを受けて大阪朝鮮労働組合は昭和五（一九三〇）年四月、解体声明書を発表し、日常闘争を通じて全協系の産業別組合に合流した。⁽⁴²⁾ 大阪朝鮮労働組合の各支部についていえば、同年四月はじめに北部支部が大阪化学労働組合へ、西成支部が大阪皮革労働組合へ、東北支部が大阪金属労働者組合支部へ、港・泉州両支部は全協木材・金

属・一般へ解消したという。だが、東成区今福の大阪朝鮮労働組合東北支部の場合、「中堅分子一〇人余が全協へ再組織されたにとどまり、自由労働者が多かった組合員大衆は放置され、老練幹部は多数排除され」た。全国的にも在日労総の全協への解消はスムーズにはいかなかったようで、在日労総の解体が決議された昭和四（一九二九）年一月二日当時、労総加盟組合員が二万三〇〇〇余人がいたが、解体が完了した昭和五（一九三〇）年一月までには全協へ加盟した朝鮮人組合員は、わずか二六六〇余人であった。しかも、そのうち約一〇〇〇人が在阪朝鮮人労働者であった。⁽⁴³⁾したがって、全協組織内における朝鮮人の地位や役割をみても、「昭和五六年中に於ては殆ど下部組織に属して上部の指令に基き行動隊等に編成され各種カンパに参加し或は文書の貼徹布に動員され、争議に際し裏面より之を画策煽動し或は街頭連絡に当る等日常闘争に於ける行動方面を分担」するに過ぎなかった。朝鮮人が全協において重要な地位を占めるようになるのは、昭和七（一九三二）年にはいつてからである。

ところで、在日労総の解体問題で、在日朝鮮人労働者の組織がゆれたが、このころ朝鮮人労働者による労働争議が

表12 在阪・在日朝鮮人労働紛争議調

種 別		期 間		昭 和 4 年 10 月 1 日		昭 和 5 年 11 月 1 日	
		地 域		～ 5 年 9 月 30 日		～ 6 年 10 月 31 日	
		大 阪	全 国	大 阪	全 国	大 阪	全 国
賃金支払要求	件数	3	79	4	153	7	103
	人員	59	2,381	86	5,728	342	3,386
解雇職工復職要求	件数	1	22	5	43	11	56
	人員	70	404	91	537	229	885
賃金値下反対	件数	12	26	12	37	11	55
	人員	196	1,039	610	1,439	560	1,936
賃金値上要求	件数	3	37	6	43	7	65
	人員	47	2,564	180	2,887	96	3,750
解雇手当要求	件数	10	45	15	74	20	62
	人員	33	581	152	957	407	1,510
休業反対	件数	4	6	6	17	6	23
	人員	42	78	172	328	119	1,640
その他	件数	13	41	8	119	7	119
	人員	140	614	113	1,927	241	1,972
計	件数	42	256	56	486	69	483
	人員	587	7,661	1,404	13,803	1,994	15,079

出典：内務省警保局編『昭和四年中に於ける社会運動の状況』1199頁（『状況』1 昭和2～4年所収）、『状況』2 昭和5年、1209頁、『状況』3 昭和6年、1165頁による。

多発した。表12で明らかのように、昭和四（一九二九）年一月から同年九月末にかけて、全国で七六六一人が二五六件の労働争議に参加した。これらの争議の多くは、在日労総の指導によって行なわれたものであった。また、この時期に在阪朝鮮人による労働争議は四二件で、五八七人が参加したが、在日労総の下部組織である大阪朝鮮労働組合の指導・支援によるものが多かった。⁽⁴⁶⁾

在日労総の解体の時期と重なる昭和四（一九二九）年一〇月から翌五年九月末にかけては、昭和恐慌にも影響されて在日朝鮮人労働者の争議は増加した。全国では一万三八〇三人が四八六件の労働争議に参加した。大阪ではこの一年間に一四〇四人が五六件の労働争議に参加した。そして昭和五（一九三〇）年の春ごろまでは大阪朝鮮労働組合の指導・支援を受けたものが多かったが、大阪朝鮮労働組合の全協への解消後は全協の指導した争議もあつた。

昭和五（一九三〇）年一月から翌昭和六（一九三二）年一〇月末までの間には、六年九月一八日に満州事変が勃発するが、不況の中にあり、在日朝鮮人の労働争議は更に増加した。全国では一万五〇七九人が四八三件の争議に参加した。大阪では一九九四人が六九件の争議に参加した。

この表12に掲げた時期における在日朝鮮人労働者の労働争議は、参加者が増加する傾向にあるだけでなく、一件当たりの平均参加者も増加している。不況下であるゆえ、争議の原因が賃金値上げを要求するものもあるが、賃金値下げ反対、解雇手当の要求、休業反対など、生活防衛的なものが多かった。また、前述のように、昭和四（一九二九）年末までは大阪朝鮮労働組合、同組合が解消すると全協の指導・支援を受けた争議が多かった。そのような中で朝鮮人が主力となって起こした争議として注目されるのは、昭和五（一九三〇）年五月から六月にかけての岸和田紡績会社堺分工場の労働争議である。この争議の経過については、先学の研究もあるので省略するが、争議の初期には日・朝労働者の連帯もみられた。⁽⁴⁷⁾しかし、全協の影響が強まるとともに、朝鮮人労働者らが工場を襲撃するなどしたため弾圧され、争議は敗北に終わった。

昭和五（一九三〇）年八月の中河内郡繩手村にある日本理器の争議では、朝鮮人と被差別部落民の約六〇人が一団となって額田警察分署を襲撃し、被検束者を奪還した。⁽⁴⁸⁾

このように日本人労働者や被差別部落民と朝鮮人労働者が共闘することもみられたが、共闘体制が確立していたわけではなかった。昭和五（一九三〇）年二月、大阪ゴム工組合（全協加盟）の指導を受けて闘われた東成区大今里中本町の東亜ゴムの争議では、組合員である朝鮮人労働者だけが参加し、日本人労働者は参加せず、工場主側に立つて争議を妨害するなどしたため、惨敗に終わった。⁽⁴⁹⁾

◎大阪・濟州島航路と東亜通航組合

大正一二（一九二三）年二月に大阪と濟州島とを直航する朝鮮人専用汽船の航路が開設されたことにより、濟州島から渡来し、大阪に居住する朝鮮人が増加した。⁽⁵⁰⁾すると、当然のことながら定期航路を利用して大阪と濟州島とを往来する朝鮮人が増加した。⁽⁵¹⁾昭和三（一九二八）年ころ、定期航路を設けていた尼崎汽船部や朝鮮郵船の大阪・濟州島間の船賃は、片道一二円五〇銭であった。この高額船賃に対しては利用者の不満が強く、船賃引下げを要求する気運が次第に高まり、昭和三（一九二八）年四月、濟州島住民が

尼崎汽船部と朝鮮郵船に船賃の値下げを求めたが、両社に拒絶された。在阪朝鮮人も、濟州島住民の動きに呼応して、同月天王寺公会堂で濟州島民大会を開き、参加者約二〇〇〇人が船賃の値下げと乗客の待遇改善の要求を決議し、実行委員を選んで両社と交渉したが、これも拒否された⁽⁵²⁾。そこで、濟州島出身者らが中心となって、大阪と濟州島を結ぶ航路の自主運航をめざす運動をはじめた。昭和五（一九三〇）年四月、在阪朝鮮人と濟州島在住民約四五〇〇人により東亜通航組合を結成した。そして九月、臨時大会を開き、船賃六円五〇銭で一月一日から傭船「蛟龍丸」で開航することを決定した。これに対し、朝鮮郵船など既存の汽船会社は、船賃を一二円五〇銭から六円五〇銭に値下げし、さらに優待券を添付するなどして対抗した。

蛟龍丸の傭船契約は昭和六（一九三二）年三月までであったので、三月に就航を中断した。東亜通航組合は、この五カ月間に多額の負債を抱え込むことになったが、大衆の支持が得られたとみて、伏木丸を購入し、六年一月一日に再航した。すると既存の汽船会社は、船賃を六円五〇銭から三円に引下げた。また、伏木丸は最初の就航の帰航時に座礁し、この救出に多額の資金を費やしたので、東亜

通航組合は経営危機に陥った。その上、全協が活動の場として東亜通航組合を利用しようとしたことから、官憲の弾圧を受け、昭和八（一九三三）年二月に伏木丸の就航を停止した⁽⁵³⁾。

東亜通航組合が阪済航路の船賃値下げのために闘ったのは短期間であったが、その活動について吉浦大蔵氏は「民族的企業団体として昭和五年四月大阪に金文準其の他全羅南道濟州島出身者に依り東亜通航組合が結成せられたが、同組合は其の後組織を次第に拡大して内鮮両地に多数の支部を設け組合員約一万余を獲得し民族意識の昂揚に努めつつあったところ、姜文錫其の他極左分子の介入策動に因り其の行動著しく尖鋭化し、民族主義団体より寧ろ共產主義団体に転化したかの状況を呈した為関係極左分子の検挙を見た。茲に於て組合幹部は極左分子の策動を排して昭和八年二月経営団体への方向転換を決議し、次で六月新に洪在栄を組合長に選び陣容を整へると共に方向転換反対派の策動を斥け新方針の下に發展を策し、阪済就航船船賃値上に關聯して濟州島⁽⁵⁴⁾共済會の粉碎を企図する等策動を試みた⁽⁵⁵⁾」と述べている。また、岩村登志夫氏は東亜通航組合の活動は「広範な在阪朝鮮人大衆の日常的要求に依拠したもつと

もすぐれた組合活動であり⁽⁵⁶⁾、昭和六（一九三二）年一二月に「日本官憲の妨害をけつて、伏木丸は、赤旗一〇本と『われらはわれらの船に』『ブルジョアの船に乗るな』『伏木丸の渡航阻止反対』などの朝鮮語スローガンが書かれた白幕をはりめぐらせて就航した。日本官憲は、東亜通航組合を共産主義系団体として弾圧し、伏木丸による帰国者の再入国を禁圧するまでになったが、かえつて組織は強まり、他社のダンピングにもかかわらず、伏木丸はつねに定員以上の朝鮮人を満載して済州島・大阪間の運輸を続けた⁽⁵⁷⁾」のであり、「東亜通航組合の発展は、朝鮮における民族解放闘争の急激な高揚と結びつくもので⁽⁵⁸⁾」、「全協の民族的ニヒリズムを是正して合法的経済闘争の分野を確保拡大した⁽⁵⁹⁾」ものとして、高く評価している。巨額の負債を抱え、その処理に悩まされつづけたとはいえ、在阪朝鮮人と済州島在住民とが連携して行なわれた東亜通航組合の活動は、多くの朝鮮人に支援された運動として特筆すべきものであろう。

3 昭和前期における在阪朝鮮人

(1) 在阪朝鮮人の増加と集住地域

④朝鮮人集住地域の形成

昭和六年（一九三二）年九月に満州事変が勃発した。同事変を契機に産業の軍事化が進展すると共に、景気も次第に回復し、やがて活況を呈するにいたった。すると、植民地政策により窮乏化した朝鮮人の多くが日本内地に活路を求めて渡来した。来阪する朝鮮人も満州事変以後急増した。表6が示すように、在阪朝鮮人は昭和七（一九三二）年に一〇万人をこえて一一万八四六六人となり、翌八年一四万〇二七七人、一一年二二万四七四九人、一四年二七万四七六九人、そして一七年四一万二七四八人となった。そのうち、大阪市内在住の朝鮮人は、表13で明らかのように、昭和八（一九三三）年一十一万七二一人、一一年一十七万〇三三九人、一四年二〇万六三三二人、一七年三一万七七三四人で、在阪朝鮮人の約七割が大阪市内に住んでいた。

といつても、すでにみたように昭和初年から市周縁部に住む朝鮮人が多く（表8参照）、その傾向は以後も変わらなかった。大正一四（一九二五）年の市域拡張で大阪市に編

表13 大阪市内の朝鮮人人口(昭和8～17年)

(単位：人)

区 別	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
東 区	3,125	3,322	3,642	3,484	3,423	3,133	3,799	3,794	3,576	3,585
西 区	552	826	858	867	795	795	636	698	822	831
南 区	2,551	2,748	2,928	3,247	3,374	3,140	2,967	2,780	3,027	3,093
北 区	6,383	8,041	8,836	8,300	8,168	7,658	7,246	8,709	8,795	8,865
港 区	5,747	7,569	9,418	11,064	10,592	10,290	11,525	12,149	12,777	13,477
大正区	7,706	8,678	10,304	11,606	13,039	13,344	13,801	13,842	18,616	18,686
此花区	7,100	8,475	10,746	10,857	11,255	11,340	11,486	12,599	23,993	24,063
浪速区	7,926	8,773	8,886	10,937	10,104	9,964	10,166	10,672	11,044	11,114
天王寺区	2,126	2,389	2,627	2,716	2,630	2,776	2,849	2,803	3,069	3,139
住吉区	4,234	4,982	5,777	6,218	6,452	6,310	6,683	8,408	14,526	14,596
東成区	26,729	30,126	38,538	41,815	44,145	46,358	57,964	64,466	92,444	92,388
旭 区	8,076	11,565	12,003	13,135	14,206	14,508	15,488	18,696	25,798	25,868
西成区	9,511	12,179	12,679	14,186	16,204	17,640	19,813	21,635	23,812	34,382
東淀川区	11,590	14,262	15,872	18,592	18,820	19,890	23,300	25,726	32,427	32,497
西淀川区	8,365	10,066	11,389	13,315	12,198	14,536	18,609	20,890	31,080	31,150
合 計	111,721	134,001	154,503	170,339	175,405	181,682	206,332	227,867	305,806	317,734

出典：『新修大阪市史』第7巻、646～647頁による。

註：各年末現在の数字。『大阪府警察統計書』各年版を基にしている。

入された市東部の東成区は、昭和九（一九三三）年に三万〇一二六人と三万人をこえたが、昭和一六（一九四一）年には九万二四四四人となった。東成区ほど多くはないが、旧西成郡の東淀川区や西成区などにも朝鮮人が多く住み、各所に朝鮮人居住地域を形成した（表13参照）。その一つが東成区今福である。同地域の昭和七（一九三二）年ころの状態について、『大大阪』は「大大阪新開地風景」において、次のように記している。⁶⁰⁾

このあたり一帯は工場地帯である。これといふ目星い工場は一つもないが、職工二十人、三十人の小工場がドツサリある。住んでゐる人々も工場で働く人が多くさうした人々の中に朝鮮同胞の四千人があるのだ。この四千人をめぐって、この辺では借家問題が、いつもごたごたしてゐる。日本人に家を借て入ったが最後一ヶ月か二ヶ月の家賃を払って、その後はめつたに家賃を払はぬ、出ると言へば多額の立退料を取る。鮮人の労銀は安いが、その生活程度は未だ安い^(ママ)のだから、鮮人といへども、一般に貧乏とばかりは言はれない。このあたりでは故郷へ送金する額だけでも大したものだ。それに現金をそのまま、送る価格表記郵便といふの

を盛んに利用する。現金といふものを尊重する習慣が、そこには現れてゐるのである。一軒の家を借りたものは、多くの下宿人を置き、そこからは間代なんかもキッチンと取り立てるといふのだから、たちがよくない。

鮮人といへば家を借す者がなくなる。そこで川つぶちや野原のまん中に一夜作りの小屋を作つてすむ、追ひはらつてもすぐまた小屋を作る。

若い者が多勢来てゐるだけに、子供も多いが、就学するものは多くはなく、小さい間から、何か仕事を与えるといふ風である。

労働者街であるだけに、不景気は深刻にこたへる。大工場でさへも立ち行かぬといふ時代なのだからみんな失業の危険に直面してゐる。失業しても、故郷に帰りもしないで、やっぱりこの辺に居ついてゐる相である。そこへ、他から入りこんで来る人もあつて、人口は殖える一方で、空家も少くないが、密度はだんだん濃くなつて行く。

かうした状態の下では、伝染病と犯罪とが、跳梁することは、言はでものことであつて、一年二百七十五

件の赤痢を出して居り、ヂフテリア、チフス等も相当多い。犯罪では窃盜、賭博が多く、本年二月の記録では窃盜七十二件、檢拳數六十といふから、成績はい、方だらう。伝染病でも、犯罪でも、鮮人が多い。この方面の問題は内鮮融和といふことで終始するだらう。

右の記述の中には、「鮮人」などの差別語や、民族的偏見にもとづく差別的表記もみられるが、中小零細企業が多く存在する地域に、朝鮮人が職を求めて集住し、どのような生活をしていたか、その状態を明らかにしている。ただ、これは一地域についてのものであるから、次に大阪府が、大阪市内に一戸を構えて居住する一万一八三五世帯を、昭和七（一八三二）年六月から同年一二月末までの七カ月にわたつて実地調査をした結果により、当時の在阪朝鮮人の生活状態をみることにしたい。

⑧大阪市内在阪朝鮮人の生活状態

大阪府学務部社会課が昭和九（一九三四）年六月に刊行した『在阪朝鮮人の生活状態』によれば、大阪市内在住朝鮮人の世帯主一万一八三五人のうち、五四・八二%に当たる六四八七人が濟州島を含む全羅南道出身者であつた。次いで多いのは慶尚南道で、二三・四九%に当たる二七八〇

人、慶尚北道が一三・一六%に当たると一五五七人であった。そのほとんどが南朝鮮出身者である。⁽⁶¹⁾

これら出身者の分布状態を警察署管轄区域別にみると、全羅南道の出身者は玉造区域において九一・四一%、高津・戎・九条・川口・新町などの区域でも八〇%以上を占めていた。しかし、網島区域では二一・〇五%、住吉区域では一二・四〇%と少数であった。反対に網島・住吉両区域には慶尚南道出身者が多数を占めていた。在阪朝鮮人の多くは、それぞれの地域に同郷の者が集まって生活していたのである。⁽⁶²⁾

渡来理由は、「農業の不振」がもっとも多く、全世帯の五六%を占めている。次いで「生活難のため」と「金儲」が多く、この両者で三三%を占めており、大部分が生活苦を脱するために職を求めて来阪した人たちであった。⁽⁶³⁾

そのようなことから、来阪当時、旅費以外の無所持金者が八〇一三人で六七・七一%にのぼった。所持者でも一〇円以下が一七・五一%、一〇円以上二〇円以下が五・一五%であり、一〇〇円以上の所持者はわずか一〇人であった。平均所持金額は一六円七三銭である。⁽⁶⁴⁾

職業では、大別して「工業」に属するものが七一三七人

で六〇・三〇%、次が「商業」の二二〇七人、一八・六五%である。日雇や雑役夫などを主とする「其の他の有業者」は一〇六一人で八・九六%、「無職」は一三〇一人で一・〇〇%である。この無職の者は「大部分失業者又は未就職者と見られる」という。⁽⁶⁵⁾ 昭和恐慌から脱却しつつある時期とはいえ、在阪朝鮮人の中に多数の失業者がいたのである。また、各種職業のうち、比較的多数従事しているものをあげれば、鉄工がもっとも多く八九五人、次は土木人夫の六八六人、土工の六二一人、日雇人夫の四五三人、手伝いの四五二人、仲仕の三五二人、ガラス職工の三〇〇人、屑物商の二五六人、ミシン裁縫職の二一六人、製材職工の二一〇人、下宿業の二一六人などであって、さまざまな職業に従事しているというものの、公務員や教師・医師などはきわめて少ない。⁽⁶⁶⁾

自営業者を含む有業者一万〇五三四人の労働時間についてみると、もっとも多いのは一〇時間内外であって、九時間以上一時間以下のもので五四・七六%（五七六八人）、五時間以内のものは〇・〇八%（九人）、一五時間以上のは一・〇三%（二〇九人）である。労働時間の定まらなものは二五・七〇%（二七〇七人）であった。⁽⁶⁷⁾

有業者の約七割に当たる七三八六人が日給者であるが、一カ月に二六日以上勤労するものが三八・一五%でもっとも多く、次いで一六日から二〇日以下のものが一九・六三%、二一日以上二五日以下のもの一四・四七%であり、半月以上のもので七二・二五%を占めていた。もっとも、五日以内のものもあり(三・〇三%)、総平均勤労日数は二一・四三日である。⁽⁶⁸⁾

この日給勤労者の賃金は、五〇銭以下のものや二円以上のもものもいるが、一円から一円五〇銭までのものももっとも多く五五・八二%を占め、次いで五〇銭以上一円以下のものが二五・〇七%、一円五〇銭以上二円以下のものが一五・〇八%で、総平均賃金は一円三四銭であった。⁽⁶⁹⁾

低賃金で働くものが多かったが、世帯主の教育程度をみると、無教育者が全体の六一・五四%を占めた。残り三八・四五%は教育のあるものであるが、専門学校および大学卒業・退学あるいは在学者はわずか三七人(〇・三二%)に過ぎない。また、日本語を全然あるいはほとんど解しないものが二三・一九%であった。⁽⁷⁰⁾

居住する家屋についてみると、借家が六七八三世帯で総数の五七・三二%を占めた。この中にバラック小屋掛の類

に居住する一七四世帯(一・四七%)も含まれている。次に多いのが借間で四六八世帯(三九・四四%)である。持家に居住するものは三八四世帯(三・二四%)であるが、この中にもバラック小屋掛の類が三三二世帯(一・九六%)あった。世帯使用の室数は、一世帯で一室使用が五九三七世帯(五〇・一七%)、次いで二室が三六八八世帯(三二・一六%)で、平均すると一世帯当り一・八〇室である。また、世帯使用の畳数は、三畳から八畳までの世帯で総数の六八・七五%を占め、一世帯当たりの平均は六・五二畳であり、一人当たり平均畳数は一・五二畳であった。⁽⁷¹⁾

彼らの住環境は非常に悪く、低水準の生活に甘んじなければならなかった。それでも貯金や剰余金あるいは国元への送金をしているものが多く、それらを少しもしない世帯は総数の二九・四八%に過ぎなかった。生活ができず公共団体や私設団体または親戚・近隣・知己などから生活の扶助や救助を受けたものは、総世帯一万一八三五の二・八六%(三三九世帯)にとどまった。援助の手が差し伸べられなかったことにもよるが、彼らは苦境にありながら、自立して生きる道を歩んでいたのである。⁽⁷²⁾

◎在阪朝鮮人と部落

④被差別部落への流入

昭和前期に在阪朝鮮人が急増し、大阪府内の各所に密住したが、そのうちの相当数は被差別部落とその周縁部に定住した。表14は大阪府の調査によるものであるが、同表で明らかのように、大阪市内の部落だけでなく、郡部の部落にも多くの朝鮮人が流入し、そこで生活している。たとえば、堺市耳原町の部落には、表14によれば、昭和八（一九二三）年末に一〇〇人も朝鮮人が住んでいた。

ちょうどそのころ、耳原町に住むことになった朝鮮人の朴憲行氏は、当時の耳原町での生活について次のように述べている。「昭和恐慌の大波に父の飯場の仕事もなくなり、一九三三年六月、飯場をたたんで親戚のつてを頼って堺の耳原に引越した。⁽⁷³⁾」耳原にきてはじめて朝鮮人がこんなに沢山いる、と驚いた。最初どんなふうにして誰が来たのかは知らないが、慶尚南道出身者が親戚・縁者・知人と集まってきたのだと思う。⁽⁷⁴⁾「住んでいたところがどこかは憶えていない。雨が降れば道はドロドロで入りくんだ道の奥の少し小高いところに長屋があり、そこにいたと思う。まわりは同じようなバラック建てのような長屋が密集してい

て、池が近くにあり、『仁徳天皇陵』が見えていた。汚くて臭くて、今ではとても考えられないような住宅事情だった。朝鮮人は長屋ごとに固まって、耳原の人の住宅より一段ひどい感じだった。ただ朝鮮人が全部一か所にいたのでなく、朝鮮人の住む長屋があちこちにあったと思う。家は平屋で内風呂なんてないから、銭湯に行った。名前は忘れたが一〇人ぐらい入ると一杯のところ、耳原の人も一緒に入った。お湯は少し遅く行くと、すっかり汚くなっていた。入浴することで差別はされなかったが、入っていると耳原の子どもらが『チョーセン』とか『クサイ』とかいうのはいつものことだった。⁽⁷⁵⁾」屑買いが主な仕事で、朝鮮人のボロ屋の大きな間屋が三、四軒あり、親戚もその一人だった。父はリヤカーを一台買って母が家でアメを作り、それをもって泉佐野の辺りまで行って交換した。歩いて行くのだから大変だったと思う。それぞれ縄張りのようなものがあつたのだと思う。父の知りあいが泉佐野にいたらしく、いつも泉佐野で、リヤカーに廃品回収したものをいっぱい積んで、問屋に行つて種類分けして、いくらかのお金を得て、それでその日の食事をした。だから両親が夜おそくなつても帰つてこない、空腹の弟や妹と迎えに行つたこ

表14 大阪府在住朝鮮人部落密集地方調

(昭和8年末調)

密集地域	戸数	自由業		各種職工		自由労働者		無職		計		
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
旭区 生江町 自 3 至 204	109	61	41	52	24	307	48	50	62	470	175	645
西城区 中開 自 1丁目 至 6丁目	223	136	115	203	30	79	12	131	173	549	130	879
同 北開 自 1丁目 至 4丁目	231	196	143	168	21	161	14	233	97	758	275	1,033
同 南開 自 3丁目 至 8丁目	103	90	64	74	46	41	13	56	36	261	159	420
同 出城通 自 4丁目 至 5丁目	58	34	41	35	11	25	8	51	33	145	93	238
同 同 自 7丁目 至 9丁目	128	91	112	122	45	58	17	91	74	362	248	610
同 長橋通 自 4丁目 至 6丁目	105	73	44	52	38	48	7	118	79	291	168	459
同 鶴見橋北通 自 4丁目 至 7丁目	71	73	81	62	7	26	12	55	15	216	115	331
同 鶴見橋通 自 4丁目 至 5丁目	47	26	17	38	23	21	3	35	21	120	64	184

同	同	自6丁目 至8丁目	53	39	72	61	7	41	5	15	21	156	105	261
同	津守町	664	69	72	64	48	15	24	5	31	34	175	118	293
同	同	自734 至749	51	21	62	50	1	60	2	40	21	171	96	267
同	同	383	58	41	48	14	16	61	6	29	35	145	105	250
浪速区	栄町	6丁目15	81	—	—	90	16	83	38	49	111	222	165	387
同	広田町	2	60	149	77	113	47	51	40	25	11	338	175	513
堺市	耳原町	一円	231	79	5	366	16	51	10	200	373	696	404	1,100
泉南郡	貝塚町	津田 番外地	36	4	—	12	20	20	—	33	50	69	70	139
泉北郡	信太村	字 南王子村	248	355	244	90	—	—	—	—	—	445	244	689
中河内郡	竜華町	安中 473 474	82	10	2	31	46	32	2	—	—	73	50	123
同	矢田村	字 富田 枯木	50	8	—	87	—	68	2	38	90	200	92	293
三島郡	吹田町	御旅町 新町	160	46	19	167	80	34	24	15	6	262	129	391
合	計		7,016	4,705	2,888	3,321	5,248	1,646	3,996	4,764	21,454	22,773	12,621	35,394

出典：『大阪の部落史』第6巻、122～123頁による。

註：大阪府『昭和八年度朝鮮人三閩ヌル統計表』を基にしている。

合計はいずれも合わないが、そのままにしている。

ともあった。⁽⁷⁶⁾「朝鮮人のなかには、肥汲みをしている人もいたし、鉄工所に働きにいつている人もいたが、肉や皮の仕事に関係した人は知らない。」⁽⁷⁷⁾「だんだん周辺を歩きまわると、耳原は周辺の日本人の集落と様子が違い、一段とひどいということがわかったが、なぜかはわからなかった。」⁽⁷⁸⁾「食事は麦、あわ、豆などをまぜて食べていた。キムチは勿論、耳原では朝鮮料理の材料があり、マツカリや何かもあって、朝鮮人が結婚するとチャングでお祝いし、まわりの人も寄って祝った。民族衣裳で暮らしていて、耳原の中に小朝鮮があったように思う。」⁽⁷⁹⁾

被差別部落である耳原町には、多くの朝鮮人が住んでいたが、彼らの生活は朴氏の語るところと大差がないであろう。彼らは生きるために、さまざまな職業につき収入を得た。表14によれば、被差別部落に居住する朝鮮人も、職業を大別すると「自由業」「各種職工」「自由労働者」「無職」となり、他の地域に居住する朝鮮人と変わらず、職工や日雇労働者が多い。しかし、耳原町ではみられなかったようであるが、他の部落に居住する朝鮮人の中には、部落産業とされているものを職とした者もいた。⁽⁸⁰⁾

⑨ 朝鮮人と部落民との競合

日頃、差別に苦しむ部落の人びとの中にも、在阪朝鮮人に偏見を抱き、排除しようとする動きもみられた。旭区生江町は、表14でも朝鮮人の密集している地域として表示されているが、同町の昭和六(一九三二)年から昭和一一(一九三六)年までの日本人と朝鮮人の世帯数・人口を示したのが表15である。この間に朝鮮人の世帯数は、昭和六年の五三世帯が二六六世帯と約五倍、人口は二八五人が一〇八三人と三・八倍になった。それにひきかえ日本人は、世帯数では四世帯、人口ではわずか二・二人の増加にとどまった。したがって、昭和一年五月現在、同町の世帯数五九三世帯のうちの四四・九%、人口二八五〇人のうちの三八%を朝鮮人が占めた。

生江町では、生江町経済更生会が昭和一二(一九三七)年の秋に全国水平社大阪府聯合会書記長の北野実によって結成された⁽⁸¹⁾。その「生江町経済更生会趣旨」に「現在私達の在住せる生江町は、一般社会的水準から見ても非常に遅れた、封建的生活形態で、比較にならない最低水準に置かれてゐるのであります。……その事が又、社会的賤視觀念の基本的条件とさえなつてゐます⁽⁸²⁾」と前置きし、「半島人は

表15 旭区生江町の日本人・朝鮮人別世帯数・人口の推移

年次		昭和6年	7年	8年	9年	10年	11年
日本人	世帯数	323	309	310	335	326	327
	人口	1,555	1,478	1,469	1,595	1,628	1,767
朝鮮人	世帯数	53	82	141	231	250	266
	人口	285	431	655	1,038	1,146	1,083
合計	世帯数	376	391	451	566	576	593
	人口	1,840	1,909	2,124	2,633	2,774	2,850

出典：『大阪の部落史』第6巻、130頁による。

註：『大阪市旭区生江町経済更生会趣意並ニ会則（草案）』を基にしている。

昭和11年は5月現在のもの。

町民の半数近く移住されて居るのであります⁽⁸³⁾と、朝鮮人の増加を問題にしている。そして、原因は「勿論住宅難によって町を去った内地人も相当数ありますが……斯様に鮮人の移住の激しくなる原因は鮮人に対して一般社会人は住宅の賃貸を拒否せる結果にもよるものであらうが、生江町

自体が、文化的経済的水準が非常に低いからで、例へば、水が低きに流れる如く、鮮人労働者も、高い経済的文化的水準の所より、……所謂住み難い所より……低い処へと落ち付いてくる⁽⁸⁴⁾とみたのである。この対策として、地区整理を徹底的に行なうことを「経済更

生会趣旨⁽⁸⁵⁾」で提案している。ところが、「生江町ニ在住スル町民亦ハ町自体ノ経済ノ自力更生ヲ図リ町民ノ完キ改善ト人格ノ向上ヲ図ルヲ目的⁽⁸⁶⁾」とする生江町の経済更生会の会員を、「内地人ニシテ男女ヲ不問戸主又ハ世帯主ヲ以ツテ構成ス⁽⁸⁷⁾」と会則で定め、朝鮮人を排除した。

昭和一三（一九三八）年七月に全国水平社大阪府聯合会委員長の松田喜一によって浪速区経済更生会が結成された西浜部落も、朝鮮人居住者が多かった。そのため、同経済更生会は、日中戦争により生活が悪化した部落民と部落に居住する朝鮮人の生活を擁護するものでなければならなかった。しかし、朝治武氏の研究によれば、この「経済更生会は靴修繕業者などを組織して部落民衆の生活を擁護しようとするものであったが、一方では朝鮮人の部落居住による皮革業進出に対抗しようとする排外主義的な一面をもっていた⁽⁸⁸⁾」という。

西淀川区加島町の部落では、部落民の出資により共同浴場を設けていたが、昭和一一（一九三六）年に朝鮮人の入浴を拒否する事件も起こっている。それまで部落在住朝鮮人らには入浴料三銭を徴収して入浴を認めていたが、彼らが町内費の支出を拒むなど、部落の慣習に従わなかったた

め、部落の年次大会で朝鮮人の入浴を拒絶することを決議した。朝鮮人側は対抗手段として、部落内店舗の日用品不買の拳に出た。すると部落側は、在住朝鮮人の部落外追放を企てるなど、両者の対立がしばらくつづいた。⁸⁹⁾

被差別部落に居住する朝鮮人が増加したことについて三原容子氏は、「なぜ朝鮮人の多くが部落に居住するようになったのだろうか。日本の社会で差別的な扱いを受ける職種を選択するよりほかなく、また低所得でも生活しやすい経済的精神的居住環境があったためではないだろうか。同じ被差別の立場として友情を交わした話もあるが、両者間の軋轢も多かったと考えられる⁹⁰⁾」と述べているが、朝鮮人が増加するとともに各所で両者が対立し、紛争が生じた。

(2) 在阪朝鮮人の各種団体と諸運動

① 在阪朝鮮人の諸団体と加盟者

在阪朝鮮人の増加にともない、各種運動団体が組織された。昭和五(一九三〇)年から昭和二二(一九三七)年までの年別増減ならびに主な分布状況は表16の通りである。表の「極左」は、共産主義系極左派に属する団体のことで、『社会運動の状況』によれば、「主トシテ内地人ノ組織スル

表16 在阪朝鮮人左翼・民族・無政府団体年別主要分布表

(内務省警保局保安課調)

名称	団体数及び人員							
	昭和5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
極左			(9) 3,844	(13) 694	(14) 650	(13) 812	(11) 331	(1) 20
左翼			(13) 1,890	(16) 1,727	(14) 1,225	(11) 900	(7) 545	(8) 450
計	(8) 2,480	(17) 7,745	(22) 5,734	(29) 2,421	(28) 1,875	(24) 1,712	(18) 876	(9) 470
無政府	(3) 60	(2) 80	(2) 80	(2) 47	(2) 41	(2) 35		
民族	(4) 1,260	(5) 1,950	(6) 11,650	(20) 13,691	(38) 7,299	(45) 3,928	(47) 2,532	(46) 2,480

出典：吉浦大蔵『朝鮮人の共産主義運動』(司法省刑事局『思想研究資料』特輯第71号、昭和15年1月)18～19頁による。

註：()内は団体数、()外は人員。

団体ニ加盟シ、純然タル朝鮮人ノミノ団体ハ極メテ僅少ナリトス。即チ昭和四年末在留朝鮮人ノ極左運動ガ内地人ノ夫レニ合流以來、内地人ノ指導下ニ活躍シツツアル現況ニシ

テ、此種団体内鮮人組合員大多数ヲ占メ其ノ中心勢力ガ鮮人ニ在ルモノ、及比較的鮮人ノ活動活潑ナルモノヲ挙ゲレバ、全協各産業別組合ノ各地方支部及其ノ影響下ニ在ル組合⁹¹であるという。「左翼」は、共産主義系左翼派に属する団体で、「中ニハ極左的傾向ヲ有スル分子ノ介在スルアリ、稍モスレバ其ノ行動矯激ニ互ル虞ナシトセズ、然レ共之等ノ団体ハ概ネ合法場面ニ於テ労働紛争議等ニ介在之ヲ指導シツツアル程度ニ止マ⁹²」るものである。「無政府」は、無政府主義系に属する団体のことである。「民族」は、民族主義系団体であり、「内地在留鮮人ノ共産主義運動ノ進展ニ圧倒セラレ、有力分子ノ多クハ方向ヲ転換シテ共産主義運動ニ趨キ、今や朝鮮人ノ民族主義運動ハ植民地民族解放闘争ヲ目標トシテ活潑ナル運動ヲ展開シツツアル共産主義運動中ニ其ノ主流ヲ認メツツアルノ現状⁹³」であるが、大阪府は昭和八（一九三三）年をピークに他府県と比べて極端に加盟者が多い。これは、前述のように、昭和五（一九三〇）年四月に金文準らが民族的企業団体として東亜通航組合を結成し、組合員約一万人を獲得したことによるものである。表16に表示されている団体の他に在阪朝鮮人関係の団体として、「国家主義乃至国家社会主義系」に属する団体や「融

和親睦系其の他」の系統に属する団体がある。「国家主義乃至国家社会主義系」に属する団体は昭和八（一九三三）年一二月末現在、大阪府内に二団体があり、一五〇人がそれに属していたが、同団体の一つは、同年一月大阪市において結成された大日本生産党系の大阪合同労働組合である。⁹⁴「融和親睦系其の他」の系統に属する団体は、昭和八（一九三三）年一二月末現在、一八六団体があり、三万八八〇〇人が加盟していた。⁹⁵これらの団体のうちの主なものは表11に掲げており、融和団体であった。

なお、共産主義系極左派に属する団体のうち活発に活動したのは、全協の各産業別組合の支部である。その産業別組合と組合員数を示すと表17の通りである。同表には掲げていないが、昭和五（一九三〇）年一〇月末における全協系に属する在阪朝鮮人は約一一〇〇人であったが、翌昭和六（一九三二）年一〇月末には約八〇〇人となった。⁹⁶そのうち、もっとも多いのは全協失同（全協失業者同盟）大阪地方委員会の五〇〇人である。昭和七（一九三二）年末には五産別支部、二二九四人となるが、全協失同は同年三月に全協土建（全協日本土木建築労働組合）へ解消したから、その人員は全協土建大阪支部の五二五人の中に含まれている。

表17 全協内在阪朝鮮人の勢力消長

(内務省警保局調)

昭和6年10月末	7年末	8年末	9年末	10年末
全協失同大阪地方委員会 500				
同 化学大阪支部 100	李某 588	全協化学関西支部 大阪地区 金石基 79	金某 43	32
		全協化学赤色 スポーツ聯盟 金重永 18	関西スポーツ聯盟 金重永 21	
同 土建支部	李相吉 525	全協土建関西支部 大阪地区 柳某 48	金仲昊 37	18
同 出版支部	吳永洙 382	全協出版関西支部 大阪地区 金吉洙・黄学憲 18		12 5
同 金属支部 100	金庚得 536	全協金属関西支部 大阪地区 金仁鍾 27	朴某 29	27
同 繊維支部 100	金某 363	全協繊維関西支部 大阪地区 金宗賢 42	金崔鎬 23	8
同 交通支部		全協交通関西支部 大阪地区 金小守 6		6
同 一般支部		全協一般関西支部 大阪地区 任吉鳳 15		7 7
同 港湾支部		全協港湾関西支部 大阪地区 林某 2		

出典：吉浦大蔵『朝鮮人の共産主義運動』（司法省刑事局『思想研究資料』特輯第71号、昭和15年1月）111～115頁による。

註：人物名は支部あるいは地区・分会の責任者または幹部。

昭和八（一九三三）年末には八産別支部、二五五人となり、昭和九（一九三四）年末には七産別支部、一五七人（他に関西スポーツ聯盟員二人）となった。そして昭和一〇（一九三五）年末には、六産別支部、九七人と、全協に加盟する人数は減少した。

全協の最盛期である昭和七（一九三二）年には、全協の組合員の九〇%が朝鮮人労働者で、朝鮮人が各産業別組合の支部の責任者または役員として組織の拡大強化にとめたが、役員などになった活動家は、日本共産党員であったり、日本共産青年同盟員であったりしたので、しばしば検挙され、その都度組合員の離脱がみられた。中でも昭和八（一九三三）年には活動家の多くが検挙され、指導者を欠くことになったので、全協はその後急速に衰退したのであった（同年、治安維持法違反により、検挙された朝鮮人は表18(A)が示すように、大阪だけで五二八人にのぼった⁽⁹⁷⁾）。

表18(A) 労働争議及び治安維持法違反検挙起訴人員(大阪府、昭和7年～12年)

年次	労働争議参加人員・件数				治安維持法違反 検挙起訴人員			
	総 数		朝鮮人参加数		総人員		朝鮮人人員	
	争議総数	ストライキ	争議総数	ストライキ	検挙	起訴	検挙	起訴
7年	9,009(244)	4,725(113)	1,331(45)	1,239(39)	682	82	97	7
8	10,939(245)	4,884(97)	1,664(67)	722(24)	1,547	188	528	37
9	9,271(254)	4,370(71)	1,692(111)	832(21)	377	39	128	8
10	11,777(322)	5,084(92)	1,693(124)	932(45)	73	9	40	5
11	12,557(400)	4,106(63)	1,723(145)	451(36)	134	17	73	7
12	15,615(413)	4,584(67)	2,158(130)	471(31)	118	54	21	6

出典：岩村登志夫『在日朝鮮人と日本労働者階級』266頁による。

註：『状況』各年を基にしている。労働争議の()外は参加人数、()内は件数を示す。
治安維持法違反検挙起訴人員は無政府主義、大本教などによるものを除外している。

表18(B) 特別法違反検挙朝鮮人人員
(大阪府、昭和7～12年)

年次	治 安 維持法	その他の 特別法	計
7年	97	1,176	1,273
8	528	8,456	8,984
9	128	3,744	3,872
10	40	1,713	1,753
11	73	3,195	3,268
12	21	1,621	1,642
計	887	19,905	20,792

出典：岩村登志夫『在日朝鮮人と日本労働者階級』266頁による。

註：『状況』各年を基にしている。

に共産党員、あるいはその同調者が多数おり、朝鮮人の諸運動を指導したりした。その者たちを含む多くの在阪朝鮮人が表18(B)によって明らかのように、大量検挙された。それでも在阪朝鮮人による労働争議は絶えること

⑥在阪朝鮮人の労働争議
昭和七(一九三二)年から昭和一二(一九三七)年までの大阪府内における労働争議および治安維持法違反などでの検挙・起訴人員は表18の通りである。同表(B)の「その他の特別法」としてあげられているのは、出版法違反、新聞紙法違反、銃砲火薬類取締法違反、暴力行為等処罰に関する法律違反、警察犯処罰令違反などで検挙された人数である。大阪府は、特別法違反によって検挙される人数がどの府県よりも多かつたが、『社会運動の状況』は「此種犯罪ノ漸次増加ノ傾向ニ在ルハ朝鮮人ニシテ極左運動ニ参加スルモノ逐年増加セルニ因ル⁹⁸」と述べている。事実、在阪朝鮮人の中

なくつづけられた。

それらの争議のうち、全協繊維の指導によるものとして注目されるのは、昭和七（一九三二）年の小津武林起業会社（西淀川区野里町）の争議である。同社の朝鮮人女子労働者三七人は、同年三月以来、女子労働者解雇反対、待遇改善などに関する要求書を会社に提出し、ストライキにはいった。そして、会社が要求を拒絶すると、全員が工場作業室にはいり込み、暴行した。そのため主謀者五人が檢舉されたが、屈することなく、全協繊維大阪支部の応援・指導のもとに飽くまで初志の貫徹を期し、闘争を継続した。六月二九日夜には、争議団員約一〇人と応援員六〇人がそれぞれ薪木をもって工場を襲撃し、窓ガラス七〇〇枚余を破壊するなどした。所轄警察署員は、急報により現場に駆けつけたが、争議団員らは逮捕を免れようとして頑強に抵抗し、巡査三人と通行人四人に傷を負わせた。警察は七月一〇日までに全員を検挙した。梁南士以下三三人は騒擾罪で大阪地方検事局に送致され、全員起訴された。同年一月、大阪地方裁判所は彼らを懲役一〇カ月ないし八カ月に処した。もっとも、梁南士以下七人を除くほかは、いずれも三カ年間刑の執行を猶予された。⁹⁹

昭和八（一九三三）年にも、朝鮮人労働者が全協の指導のもとに行なった争議として知られている谷山と松本工場の争議がある。大阪市東成区猪飼野方面には、ゴム工場が三三工場あり、朝鮮人労働者九八〇余人が働いていた。これらの労働者の中に全協日本化学に加盟している者がかなりいたが、彼らは事業主側が業界不況の打開策として臨時休業、工場閉鎖などを考えていることを探知した。そこで、もし打開策が事業主側から発表されれば、直ちに全協日本化学の指導のもとにゼネストを断行する手はずを整えていた。たまたま、同年五月一日、谷山工場において一部工賃の値下げを発表し、次いで五月一日、松本工場も同じように値下げを発表したので、両工場の労働者（谷山工場一六人、松本工場九四人）は、それぞれ工場主に対し、値下げ取消しを要求すると共にストライキを決行した。全協化学と日本共産青年同盟（共青）員は、予定していたように各工場をゼネストにまき込もうとし、両工場争議団の応援をすると共に、各種印刷物を頒布して宣伝・煽動につとめた。しかし、大阪府がストライキが他に拡大しないよう取り締まったので、両工場以外に波及せず、争議は何ら成果を得られぬまま同月中に終わった。¹⁰⁰

右にあげた争議は、いずれも全協の関与が明らかかなものであるが、『大阪社会労働運動史』が述べているように、当時の「争議の多くは朝鮮人のみが立ち上がり、日本人労働者が支援しないという形⁽¹⁰⁾」のものであった。日本人労働者と朝鮮人労働者がたがいに協力し、闘うことはきわめて少なかったのである。むしろ双方が対立して、スト破りが行なわれた。そのため、朝鮮人労働者の争議は、表18(A)が示すように頻発したが、ストライキにいたらないものが多かった。たとえ、ストライキにはいったとしても、要求を貫徹させることができず、しばしば争議は失敗に終わったのである。

◎在阪朝鮮人の消費組合運動

昭和にはいつて労働運動や農民運動がさかんになると共に、各組合を基礎とする消費組合が各地に設立され、消費組合運動の進展をみた。大阪においても、労働団体などによってつぎつぎと消費組合が設立されたが、在阪朝鮮人の居住地域における消費組合も、表19が示すように数多く設立され、さかんに活動した。

昭和七（一九三二）年三月、無産者消費組合の全国的統一指導機関として、日本無産者消費組合聯盟（日消聯）が

結成されたが、翌年五月、より広範な大衆を獲得するため「無産者」を削除し、日本消費組合聯盟（日消聯）と改称した。その日消聯は、関西地方における消費組合を糾合して昭和七（一九三二）年六月、日消聯関西地方協議会を結成した（翌年五月、日消聯関西地方委員会と改称）。同協議会は、朝鮮人の獲得をめざして、結成直後に日消聯関西地方協ニユース朝鮮語版第一号ならびに朝鮮文の「七月二日の第六回国際消費組合デーに対する闘争方針の指令書」を発行するなどして組織の拡大につとめた。この協議会に金応斗らを幹部とする大同消費組合や金燦鐘・金在演らを幹部とする權愛消費組合などが加盟したが、「此等組合幹部は常に全協其の他の極左分子と緊密に連絡して活動した⁽¹¹⁾」という。また、大同消費組合は朝鮮語ニユースを発行するほか、昭和八（一九三三）年六月の臨時総会において、婦人部・青年部の組織および『消費組合新聞』の読者獲得を決議するなど、組織の拡大につとめた⁽¹²⁾。

東大阪消費組合は朴来成らによって東成区猪飼野に設立されたが、岩村登志夫氏は「これは全協の指令にしたがったもので、一株三円の出費で朝鮮人五〇〇世帯を組織して阪神消費組合（尼崎―引用者註）を通じて食料品を共同購

表19 在阪朝鮮人の消費組合

名 称	創立年月日	組合員数			中心人物			備 考
		昭和7年	昭和8年	昭和9年	昭和7年	昭和8年	昭和9年	
大同消費組合	昭4.4.22	300	300	21	金心斗	金鎮申 金心斗	金性大	日消加盟、9年争議応援3件、 極左派
權愛消費組合	昭7.2.12	50	180	130	金赫鐘	金在演 金赫鐘	李鶴基	日消加盟、極左派
大阪消費組合東部出張所	昭8.10.1			79			金瑞玉	9年争議応援4件、極左派
住吉消費組合	昭6.8.11	150			張進薫			左翼派
西成区津守町消費組合	昭7.5.1	60	60	60	金聲振	金聲振	金聲振	左翼派
大阪消費組合	昭7.4.20	30			金明彦			9年争議応援2件、左翼派
京南消費組合	昭7.10.11	20	20		金富沢	金富沢 奉徳哉		左翼派
永信消費組合	昭7.10.23	50			朱聖沢			左翼派
共醒会消費組合	昭7.8.16		45	50		金載赫	許 漢	左翼派
共済消費組合	昭7.12.1		14	15		崔周享	崔周享	左翼派
東大阪消費組合	昭8.7.28		100	130		朴来成	金洙鎮	9年争議応援2件、検東1人、左翼派
高槻町朝鮮消費組合	昭8.8.25		14			金鐘萬		左翼派

出典：「状況」4昭和7年、5昭和8年、6昭和9年により作成。

註：組合員数、中心人物は各年未現在のもの。

「備考」の極左派、左翼派は、「状況」で、共産主義系極左派としているものを「極左派」、共産主義系左翼派としているものを「左翼派」とした。

これらの他に、ウリ消費組合などがある。

入したが、朝鮮人居住街に密着して労働争議の資金カンパ網となり、全協組合員養成の貯水池の役目を果たした⁽¹⁰⁴⁾と述べている。事実、『社会運動の状況』によれば、東大阪消費組合は日本消費組合系の組合で、表19に示すように、昭和九（一九三四）年には二件の争議を応援し、組合員一人が検挙されている。

在阪朝鮮人の消費組合は、おおもむね階級的消費組合で、日本消費組合聯盟に加盟する組合か、その系統の組合であった。ところが、日本消費組合聯盟は「組織に関しては超党派性を標榜しつゝ、あるも、一面に於てはロッチデー爾派消費組合及産業組合運動を排撃し、又其の行動綱領に於ては一般組合経営の外、小作争議、労働争議の応援、其の他の政治闘争を目的としつゝ、ありて、其の性質は階級的消費組合たること明かなるが、更に其の中心人物は、本聯盟の運動を日本共産党の運動に隷属せしめて、共産党の外廓運動たらしめんことを期しつゝ、あり。又日本共産党は、本聯盟内にフラクシオンを潜入せしめて其の外廓的運動を指導⁽¹⁰⁵⁾」していた。在阪朝鮮人の消費組合は、この日消聯に影響されながら消費組合運動を發展させていったのである。

(3) 普通選挙の実施と在阪朝鮮人の政治的進出

④ 地方議会議員選挙と在阪朝鮮人

大正一四（一九二五）年三月に普通選挙法（衆議院議員選挙法改正法律）が成立し、五月に公布された。同法により、衆議院議員選挙における納税要件が撤廃され、満二五歳以上の男子に選挙権が、満三〇歳以上の男子に被選挙権が与えられた。この納税要件撤廃の普通選挙制は、大正一五（一九二六）年六月の市制・町村制・府県制の同時改正により、各種地方議会の議員選挙にも適用された。ただ、地方議会の選挙権および被選挙権を有するものは「市町村公民」であった（府県会議員選挙については、府県内の市町村公民が選挙権および被選挙権を有した）。そして「公民」の要件は「帝国臣民たること、年令二十五年以上の男子たること、二年以上その市町村住民たること」⁽¹⁰⁶⁾であったから、地方議会の議員選挙における選挙権および被選挙権は、二五歳以上の男子が有した。在日朝鮮人も、普通選挙法および市制・町村制・府県制の改正によって採用された普通選挙の選挙権と被選挙権を有することになった。

普通選挙による最初の衆議院議員選挙は、昭和三（一九二八）年二月に行なわれたが、関西で最初に普通選挙によ

(B) 大阪府

15年	16年	17年	18年	合 計
		6 (0)		12 (2)
			1(0)	13 (0)
28(5)	3(1)	63(13)	1(0)	173(31)
2(1)	1(1)	23(12)		47(20)
		17(12)	1(0)	43(29)
30(6)	4(2)	109(37)	3(0)	288(82)

昭和4～8年	9～13年	14～18年	合 計
4(1)	17(8)	37(14)	58(23)

出典：『東大阪市史』近代Ⅱ、50～51頁による。

註：松田利彦『戦前期の在日朝鮮人と参政権』の表を基にしている。

()内の数字は当選者数。

る市会議員選挙が行なわれたのは岸和田市で、昭和二（一九二七）年一月であった（全国では、岸和田市より先に浜松市など七市で普選を行なっている）。同選挙に岸和田市在住の朝鮮人が選挙権を行使した。当時、岸和田市在住朝鮮人は約一五〇〇人とみられるが、紡績工場などで働く女性が多かったこともあって男性が少なく、有権者はわずかに一人に過ぎなかった。そのうち、文字の書ける二九人が投票したが、ハンゲルによる投票もあつた。だが、それは無効とされた。ハンゲル投

票が有効となったのは、昭和五（一九三〇）年二月の第一七回総選挙からである。⁽¹⁰⁾ハンゲル投票が認められると「選挙ポスター、ビラ、立て看板、推薦状などにハンゲル文字が進出し、朝鮮語の演説も行われた。これ以後、各級選挙に朝鮮人が立候補することが多くなった」と『岸和田市史』は記している。

たしかに、このころから各種選挙に朝鮮人が立候補している。表20は全国の各種選挙での朝鮮人立候補者数と当選者数、および大阪府の状況を示したものである。同表によれば、昭和四（一九二九）年の市会議員選挙に朝鮮人立候補者が一人いる。地方議会議員選挙での最初の朝鮮人立候補者であるが、それは四年一月の堺市会議員選挙に立候補した紡績工場朝鮮人監督の黄承元である。彼は二〇四票を得たが落選した（ちなみに最下位当選者の得票数は二五八票）。⁽¹⁰⁾

昭和八（一九三三）年一月の堺市会議員選挙にも、泉州一般労働組合の推薦を得て紡績工場の朝鮮人監督、金敬善が立候補している。金も一八四票を獲得したが落選した（最下位当選者の得票数は三〇〇票）。⁽¹⁰⁾

表20(B)によると、昭和四年から八年までの間に実施された各種選挙に、大阪府内で立候補した朝鮮人は四人である

表20 朝鮮人立候補者数と当選者数

(A)全国

	昭和4年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年
衆議院			2(1)				2(0)	2(1)		
都府県会		1(0)		1(0)						10(0)
市会	1(0)		2(1)	12(1)	2(1)	1(0)	11(2)	41(5)	7(2)	1(0)
町会		1(0)		3(1)			3(1)	10(3)	1(0)	3(1)
村会				6(5)			1(1)	17(11)		1(0)
合計	1(0)	2(0)	4(2)	22(7)	2(1)	1(0)	17(4)	70(20)	8(2)	15(1)

が、その中に七年の衆議院議員選挙に立候補した者も含まれているから、地方議会の議員選挙に立候補したのは三人で、一人が当選したのである。当選者は八年四月の泉南郡雄信達村の村会議員選挙で、一八票を得て当選した古物商の鄭命用であり、相愛会泉南支部に属した。次の九年から一三年までの間にも衆議院議員選挙が二回あり、それぞれに一人が立候補している。地方議会の議員選挙に一人が立候補し、八人当選している。当選した議員の一人は、昭和一二(一九三七)年

一月の堺市会議員選挙に立候補し、三二四票⁽¹¹⁾を得た別珍剪毛を業とする呂硯石で、堺市会最初の朝鮮人議員となった。また、中河内郡枚岡村(昭和一四年から枚岡町)では、昭和一二(一九三七)年五月の村会議員選挙において、定員一人のうち、土木人夫請負の李在煥(得票数七一票)と焼線工の姜熊瑞(得票数四八票)が当選し、議員となった⁽¹²⁾。

普通選挙が実施された当初、在阪朝鮮人の大多数は生活が苦しく、政治的関心も乏しかったので、地方議会の議員選挙に立候補するものも少なかった。けれども朝鮮人が集住している選挙区では、朝鮮人だけの得票で当選可能であることから、選挙ごとに立候補者が増加し、当選する者も増えた。大阪府知事半井清の事務引継書によれば、昭和一五(一九四〇)年現在、大阪府内の市町村会における朝鮮人議員は、枚岡町の二人のほか、堺市・吹田市・大津町・春木町・樽井町・南王子村・瓜破村に各一人おり、朝鮮人人口の割には少ないが、在阪朝鮮人も地方議会へ進出するようになった(昭和一四年の府会議員選挙には、東淀川区から金達成と鄭仲礼の二人が、東成区から李在鶴が立候補したが、三人とも落選した⁽¹³⁾)。

⑧衆議院議員選挙と李善洪

昭和七（一九三二）年二月の第一八回総選挙に二人の在日朝鮮人が立候補した。その一人が東京第四区から立候補した朴春琴で、六九六六票を得て当選した。もう一人は大阪第四区（西成・東淀川・西淀川・東成・住吉の各区、ただし昭和七年一〇月に東成区が分区し、旭区を新設したので、第一九回総選挙からは旭区を含む）から無所属で立候補した李善洪である。彼は二〇二〇票（得票率二％）を得たにとどまり最下位で落選した。⁽¹⁵⁾

昭和一一（一九三六）年二月の第一九回総選挙にも、東京第四区から朴春琴、大阪第四区から李善洪が立候補し、いずれも落選した。李は、前回の二〇二〇票から五四三五票（得票率四％弱）と得票をのばしたが、落選したのである。岩村登志夫氏は、李善洪とこの選挙について「東成区は、大阪第四区のかなかでも代表的な朝鮮人集住地域であったが、ここでも李の得票は一〇二四票（得票率三・五％）にとどまった。東成区の朝鮮人有権者は二六五七人であったが、投票者は七三八人にすぎず、棄権率は七三％にものぼり、東成区の全有権者の棄権率四九％にくらべて異常に高いものであった⁽¹⁵⁾」と述べている。朝鮮人有権者の多くが李善洪

に投票せず、棄権したため、この度も敗れたのであった。

昭和一二（一九三七）年四月の第二〇回総選挙にも、朴春琴は東京第四区、李善洪は大阪第四区から立候補した。朴は七九一五票を得て当選し、李は前回のほぼ二倍の一万〇〇九票を獲得したが落選した。⁽¹⁶⁾

衆議院議員選挙に三たび立候補し、三たび落選した李善洪は、『社会運動の状況』によると、第一九回総選挙当時は菓種商で、第二〇回総選挙当時は無職であるが、前述のように長らく朝鮮人協会本部（会員約九五〇人）の会長をし、「内鮮融和」につとめた人物である。⁽¹⁷⁾ 後にみるように、「同化」の時流に乗って第二〇回総選挙では、得票を大きくのばしたものの、民族的差別に苦しむ在阪朝鮮人労働者らの支持が得られず、この度の選挙でも敗れたのではなからうか。

(4) 同化政策の推進と在阪朝鮮人

在阪朝鮮人が激増した大阪府では、昭和九（一九三四）年四月、大阪府内鮮融和事業調査会（会長大阪府知事）を設置した。同調査会は「在阪朝鮮人ノ保護並ニ内鮮融和方策ニ関スル重要ナル事項ヲ調査審議ス」（大阪府内鮮融和事業

調査会規則第一条)るものであった。府は、ここに、従来の融和政策を関係者の意見を聞いて再検討することにしたのである。同調査会は、六分科委員会に分かれて調査・審議したが、それは次のような事項であった。⁽¹⁸⁾

1 朝鮮人移住問題ニ関スル事項

2 内鮮融和事業ニ関スル指導行政機関ノ組織ニ関スル事項

3 内鮮融和並保護団体ノ指導統制ニ関スル事項

4 教育施設ノ創設拡充ニ関スル事項

5 在阪朝鮮人ノ内地化、生活改善等教化方法ニ関スル事項

6 保護施設ノ整備拡充ニ関スル事項

各分科委員会は、担当する諸問題について調査・審議を重ねた。そして、九年九月の第二回総会において各分科委員会の決議を採択し、以後の朝鮮人対策とすることにした。第三分科委員会が担当した「内鮮融和並保護団体ノ指導統制ニ関スル事項」⁽¹⁹⁾については、次のようなことが決定された。

一、概要左記ノ如キ団体組織ノ基準ヲ定メ団体組織者ヲシテ之ニ拠ラシムルコト

基準

イ、団体幹部ハ社会的信用ヲ有スル篤志家タルコト
ロ、有効且適切ナル事業ヲ経営スルコト

ハ、原則トシテ会費又ハ負担金ヲ徴収セザルコト

二、優良団体ヲ以テ内鮮融和事業聯盟ヲ組織シ事業ノ聯

絡統一並競合防止ヲ図ラシメ更ニ府ニ於テ之ガ指導

統制ニ当ルコト

三、優良団体ニ対シテハ、積極的助成ヲ講ズルト共ニ、

所謂不良団体ニ対シテハ警察取締ヲ嚴重ニスルコト

右にみるように、融和を妨げるような不良団体は警察の取り締まりの対象とし、優良団体には積極的に助成するなど、府は融和団体の指導統制につとめることにした。また、在阪朝鮮人の内地化、同化の具体策を樹立し、実施するとにした。

つまり、翌昭和一〇(一九三五)年九月、調査会の内地化、同化方針にもとづき、大阪府知事は府の幹部に対し「内鮮問題ニ対スル大阪府根本的方針」を内訓しているが、在住朝鮮人対策の基本方針を設定する趣旨について、次のように述べている。⁽²⁰⁾

府下在住朝鮮人ハ近時著シク累増シ而モ概ネ文化ノ程

度低ク特異ナル習俗性行ヲ有シ低級ナル密住生活ヲ営ムガ為ニ動モスレバ各般ノ事端ヲ頻生シツ、アリ今ニシテ之ガ趨勢ヲ是正スルニ非ザレバ内鮮融和上尙ニ憂慮スベキ事態ヲ醸成スルノ憂ナシトセズ乃チ之ガ実情ニ鑑ミ茲ニ其ノ対策ノ基本的方針ヲ設定シ凡テノ方途ヲ竭シテ在任朝鮮人特有ノ俗性ヲ矯正シ生活ノ改善ヲ図リテ之ヲ内地化セシメ進シテ至誠報國ノ精神ヲ涵養シ以テ齊シク休明ノ沢ヲ亨ケシムルト共ニ陛下ノ赤子トシテ邦家ノ隆運ヲ扶翼セシムルヲ以テ其ノ根義ト為セリ（後略）

内訓で示した大阪府の在任朝鮮人対策の基本方針は、在阪朝鮮人を内地化、同化させて「邦家ノ隆運ヲ扶翼セシム」ることにあつた。

そのあと、内訓は「行政機関ニ関スル事項」「移住制限ニ関スル事項」「融和団体ニ関スル事項」「教育奨励ニ関スル事項」「矯風教化ニ関スル事項」「保護施設ニ関スル事項」「警察取締ニ関スル事項」について方針を明らかにしている。いずれも調査会が第二回総会で採択したものと同趣旨であるが、「融和団体ニ関スル事項」については、次のように記されている。⁽¹²⁾

所謂現在ノ融和団体ハ概ネ私利ヲ図ラントスルモノ、發起ニ係リ有害無益ナルモノナシトセズ之ガ存立ノ必要ヲ認ムルハ其ノ組織法人ニシテ社会的信用アル篤志家ヲ指導者トシ有効適切ナル事業ヲ経営シ而モ財源ヲ会費ニ求メザルモノニ限ルベク向後ハ之等優良団体ヲシテ聯盟ヲ組織セシメテ指導助成スベキニ付其ノ聯盟ニ加入セシメザル団体ハ漸次解散セシムルト共ニ取締ヲ嚴ニシテ此ノ種団体ノ新設ヲ禁ズベシ。

大阪府は、約二〇〇あった融和団体を整理し、「優良団体」に一本化する方針を打ち出したのである。すでに昭和九（一九三四）年五月、在阪有力融和団体である内鮮協和会・相愛会大阪本部・済州共済会大阪支部によって大阪府内鮮融和事業聯盟を結成し、団体間の連絡統一ならびに既設の他団体を指導し、融和事業の普及発達を図ることとした。⁽¹²⁾また、翌一〇年七月、大阪府知事を会長とする内鮮協和会は大阪府協和会と改称し、同化政策を協力的に推進することにした。

政府も大阪府の方針にならない同化政策を行なうことにした。すなわち、政府は「昭和十一年度より新に協和事業費を計上し、主要関係府県に対し助成金を交付し、以て内地

在住朝鮮人の保護善導に関する施設を奨励し、朝鮮人の内地化、同化を基調とする生活の改善向上に関し、積極的指導を為すこと⁽¹²³⁾にしたのである。だが、在日朝鮮人の同化のためのこの事業は、『社会運動の状況』に記されているように、「朝鮮人に対する協和事業遂行は警察取締と極めて密接なる関係を有し、之なくしては到底其の目的を達し得ざる現況にあるを以て、警察当局に於ても本運動に積極的協力を為すこと、し、融和親睦の趣旨に悖るが如き虞ある団体の組織に関しては可成之が事前阻止に努め、又既存の不純なる団体の寄附金募集、基金醸出を目的とする興行等は絶対之を認めざるのみならず、論旨解散せしめて協和事業団体に合流せしむる等適當なる警察取締を加へ、以て不良団体の淘汰整理を図る等協和事業の正常にして、円滑なる發展に協力しつゝある次第にして、各地に於ける協和事業団体の幹部には多数の警察官あり、本事業の第一線に活動しつゝあるの状況⁽¹²⁴⁾であった。それは警察の力をかりて行なわれたのであり、大阪府も例外ではなかった。

昭和十四（一九三九）年六月、中央協和会が設立された（昭和一九年、中央興生会と改称）。中央協和会は民間団体の形式をとりながら、中央の機関として厚生省内に設けられ

た。地方においては、知事を会長とする道府県協和会が、道府県庁の外郭団体として設けられた。また、その下部機関として、各警察署管轄区域に支会が設けられた。支会の幹部は、警察署・市町村当局および民間の有力者で、管轄区域の事業の実施に当たった。支会はまた、その事業遂行の便宜にしたがい、下部組織として分会、あるいは指導区を設け、在日朝鮮人を指導教化した⁽¹²⁵⁾。

昭和十四（一九三九）年一月現在、大阪府協和会には二七の支会・分会が設けられた⁽¹²⁶⁾。在阪朝鮮人も、労働者を中心にこの協和会に入会させられ、警察の監視のもとに指導を受けることになったのである。

その結果、政府や大阪府が憂慮していた日本人と朝鮮人間の争闘事件は、表21が示すように減少した。大阪府が大阪府内朝鮮融和事業調査会を設置し、同化政策を打ち出した昭和九（一九三四）年ころまで、全国総件数は六〇〇〇件をこえていたが、大阪府は昭和八（一九三三）年四六四三件、九年四九三一件で、七割以上が大阪府内で発生していた。この対策として、大阪府が同化政策をとることにし、協和事業を実施した昭和一〇（一九三五）年から、争闘件数が大幅に減少し、一〇年一一七五件、一一年一〇二九件、

表21 日本人と在日朝鮮人間の争闘事件調

原因 年次	泥酔の 結果	金銭 問題	作業上の 手違い	感情及び言 語の行違い	痴情 関係	日本人と朝鮮 人の勢力抗争	其他	計	うち 大阪府
昭和 8	685	462	224	526	151	45	4,432	6,525	4,643
9	719	398	151	556	105	69	4,399	6,397	4,931
10	979	350	147	486	97	72	1,330	3,461	1,175
11	815	316	139	426	86	35	1,112	2,929	1,029
12	870	353	156	38	329	87	193	2,026	258
13	757	272	105	28	81	293	176	1,712	183
14	748	242	87	360	81	30	219	1,767	191

出典：『状況』各年により作成。

そして一二年には二五八件になった。全国的にも、政府が協和事業を実施するようになってから争闘事件が減少し、一一年二九二九件、一二年二〇二六件、一三年一七二二件となっている。この点からいえば、協和事業は所期の目的を達し、成功したといえる。しかし、朝鮮人を警察の監視下におき、言語・風俗・習慣などを強制的に改めさせたことにより、朝鮮人の民族的誇りを傷つけ、反感を買うことになったことも事実である。昭和一四（一九三九）年の『社会運動の状況』には朝鮮人の

「学生層、知識階級方面に於ては依然として民族的偏見を固執し、毫も覚醒せざるのみならず、支那事変を觀て、秘かに帝国の敗戦と朝鮮の独立を希ひ、支那事變の究極に於て日本は國際的孤立及財政的行詰りに因り敗戦に陥るは必至なりと為し、此の機会に於て一挙に朝鮮の独立を期すべしと企図し、各種の策動を画策しつゝ、ありて極めて警戒を要するものあり」と記している。日中戦争のさなかに、日本の敗戦を予見し、朝鮮独立運動をする在日朝鮮人がいたのである。

むすび

最後に、以上を要約してむすびとしたい。

昭和前期の大阪経済は、金融恐慌から昭和恐慌とつづく不況に悩まされたが、満州事変を契機によりやく不況から脱し、発展を遂げた。しかし、重化学工業の発展は東京に比して遅れ、相変わらず中小企業の占める割合が高かった。大正一二（一九二三）年に済州島と大阪を結ぶ定期航路が開設されたこともあって、済州島からの渡航者を中心に、日本の植民地政策により困窮した朝鮮人が職を求めて来阪し、やがて定住する者が増加した。

ところが、来阪した朝鮮人に待ち受けていたのは民族的差別であった。在阪朝鮮人の多くは農村の貧農出身で、教育程度も低く、日本語も来阪当初はほとんど解せなかった。そのため、日本人が嫌うような労働条件の悪い工場や職業であっても拒むことができず、求められればそこで働き、低収入に耐えた。住居も、朝鮮人は家賃を滞納しがちであるとか、不潔であるとかの口実を設けて断る家主が多く、やむなくバラックなどの不良住宅に、大勢の者が同居した。また、スラムや被差別部落に居住場所を求めたりしたが、そこでも朝鮮人であるということで排除され、民族的差別に苦しまなければならなかった。

そのため、在阪朝鮮人労働者は大阪朝鮮労働組合や日本労働組合全国協議会（全協）の下部組織に加盟したり、その指導を受けて過激な労働運動を展開した。居住地においても、生活をまもるため消費組合運動に力を入れた。済州島と大阪を結ぶ航路の船賃値下げに取り組んだ東亜通航組合の活動を在阪朝鮮人が支持し、その組合員となるものも多くなった。在阪朝鮮人は、しばしば自らの生活をまもるために団結し、行動した。

大阪府は、当初、在住朝鮮人対策として朝鮮人の保護事

業を実施した。知事を会長とする内鮮協和会を設立して保護事業を実施するだけでなく、親睦融和を目的とする諸団体を助成した。だが、大阪府の実施した保護事業は、朝鮮人問題の解決にそれほど有効ではなかった。そこで府は、保護政策から同化政策に転じることとし、警察と一体となつて協和事業を推進した。政府も、府の同化政策を取り入れ、協和事業を全国に実施した。その結果、大阪府だけでなく全国的にも、日本人と朝鮮人間の争闘事件が大幅に減少した。また、同化政策に迎合し、地方議会の議員選挙に立候補して当選する者も増えた。けれども、朝鮮人を警察の監視下におき、言語・風俗・習慣まで強制的に改めさせたことは、朝鮮民族の誇りに傷をつけることになり、朝鮮人の反感を買うことになった。警察の警戒する中で、各地において朝鮮独立運動がつけられたのも、これが一因であるといえるのではなからうか。

なお、諸般の事情で、在阪朝鮮人の宗教（信仰）・文化（新聞・雑誌・演劇など）・学生問題（たとえば、第三高等学校の学生で、全協土建大阪支部事務局責任者として活動中、検挙された李晟国らのこと）など、および日中戦争以後、特に朝鮮人強制連行の問題などについては、まったく

触れることができなかった。他日機会があれば、これらの問題について改めて考察することにした。

- (1) 内務省警保局編『社会運動の状況(複製版)』5 昭和八年(三一書房、一九七二年)一三九九〜一四〇〇頁参照。以下、同書は『状況』と略記する。発行年は「1 昭和二〜四年」から「4 昭和七年」まで一九七一年、「5 昭和八年」から「11 昭和十四年」は一九七二年である。
- (2) これらの『社会部報告』については、秋定嘉和「記録された『被差別』の姿を読むー大阪市社会部調査からー」(『日本近代都市社会調査資料集成3 大阪市社会部調査報告書』別冊〔解説〕、近現代資料刊行会、一九九六年)において解説している。参照されたい。
- (3) 朝鮮人強制連行真相調査団編『朝鮮人強制連行調査の記録ー大阪編』(柏書房、一九九三年)三六頁。
- (4) この問題については、取りあえず、同書を参照されたい。
- (5) 『新修大阪市史』第七卷(大阪市、一九九四年)五頁。
- (6) 『明治大正大阪市史』第二卷(大阪市、一九三三年)一三三頁参照。
- (7) 『十周年記念大阪地域拡張史』(大阪府役所、一九三五年)四三〜四四頁。
- (8) 同書、五三〜五六頁参照。
- (9) 『大阪百年史』(大阪府、一九六八年)五四八〜五四九

頁。

- (10) 浅田敏章編『大阪工業会五十年史』(大阪工業会、一九六四年)二〇五〜二〇六頁。
- (11) 酒井利男「大阪府市に於ける失業救済事業(上)」(『社会政策時報』第一一八号、一九三〇年七月)二〇頁。
- (12) 同論文、二〇〜二二頁。
- (13) 同論文、二二頁。
- (14) 大阪市社会部の失業者推定方法については、同論文二九〜三二頁を参照されたい。
- (15) 小山仁示・芝村篤樹『大阪府の百年』(山川出版社、一九九一年)一五一頁参照。
- (16) 前掲『大阪工業会五十年史』二四四頁。
- (17) 同書、二四五頁。
- (18) 「昭和四年中に於ける社会運動の状況」(『状況』1 昭和二〜四年)一一九六頁参照。
- (19) 朝鮮小作制度とその問題点については、大阪市社会部調査課編『朝鮮人労働者問題』(『労働調査報告』第二八輯、弘文堂、一九二四年)においても取りあげ、小作制度が朝鮮人の故郷を捨てる原因の一つであるという(同書、四三〜六四頁参照)。
- (20) 同書、七六頁。
- (21) 同書、七頁。
- (22) 一九一九年四月の朝鮮総督府警務總監部令第三号第二條。
- (23) この点については、杉原達「在阪朝鮮人の渡航過程」

- 朝鮮・濟州島との関連で―」（杉原薫・玉井金五編『大正／大阪／スラム―もうひとつの日本近代史―』新評論、一九八六年）が詳しい。
- (24) 三木正一「在阪朝鮮人について」（『大大阪』第五卷第四号、一九二九年四月）三九～四〇頁参照。
- (25) 岩村登志夫『在日朝鮮人と日本労働者階級』（校倉書房、一九七二年）一六三頁。
- (26・27) 同書、一五八頁。
- (28) 前掲『明治大正大阪市史』第四卷、九五七頁。
- (29) 『大阪朝日新聞』一九二八年一月二日付参照。
- (30) 『岸和田市史』第四卷（岸和田市、二〇〇五年）四六六頁。
- (31) 岩村前掲書、一九八頁。
- (32) 同書、一六一頁。
- (33) 大阪の部落史委員会編『大阪の部落史』第五卷史料編近代2（部落解放・人権研究所、二〇〇三年）一二八～一三〇頁参照。
- (34) 岩村前掲書、七一頁参照。
- (35) 李善洪は、『社会運動の状況』によると、在阪朝鮮人中でもっとも多い全羅南道出身者であるが、第二〇回総選挙に立候補したとき四九歳（ただし、前年の総選挙のとき四二歳としている）であるから、若いころから活動していた。
- (36) 岩村前掲書、一一三頁参照。
- (37) 同書、一一九頁参照。
- (38) 吉浦大蔵『朝鮮人の共産主義運動』（『思想研究資料』特輯第七一号、一九四〇年）九四～九五頁（第六表）参照。
- (39) 大阪社会労働運動史編集委員会編『大阪社会労働運動史』第二卷（大阪社会運動協会、一九八九年）一三六八～一三六九頁参照。
- (40) 吉浦前掲書、八五頁。
- (41) 同書、八五～八六頁。
- (42) 同書、八七頁および九四頁参照。
- (43) 岩村前掲書、一九二頁。
- (44) 吉浦前掲書、一〇九～一一〇頁参照。
- (45) 同書、一一六～一一七頁。
- (46) これらの争議については、岩村前掲書、一七五～一七七頁を参照されたい。
- (47) 岸和田紡績会社堺分工場の労働争議を中心としたものではないが、岸和田紡績と朝鮮人労働者の問題について考察したものに、松下松次「近代紡績業と朝鮮人―岸和田紡績会社を中心として―」（『近代史研究』第一九号、一九七七年一〇月）がある。また、松下氏は岸和田紡績の争議に関する資料を収集し、松下松次編『資料岸和田紡績の争議（一九一九～一九三七）』（ユニウス、一九八〇年）、松下松次編『資料岸和田紡績の争議（補遺）』（ユニウス、一九八一年）を刊行している。岩村前掲書、前掲『大阪社会労働運動史』第二巻も、この争議について触れている。

- (48) 岩村前掲書、二〇一頁参照。
- (49) 吉浦前掲書、一二頁、前掲『大阪社会労働運動史』第二卷、一三七二頁参照。
- (50) 杉原達氏が述べているように、定期航路を利用しないで、渡航してきた人も相当いると思われる(杉原前掲論文、二一九頁参照)。
- (51) 渡航・帰還朝鮮人の推移については、杉原前掲論文、二二〇頁の表を参照されたい。
- (52) 同論文、二三九～二四〇頁参照。
- (53) 同論文、二四一～二四三頁および岩村前掲書、二三五～二三六頁参照。
- (54) 濟州共済会については、表11の「濟州共済会大阪支部」および、杉原前掲論文、二二六～二二七頁を参照されたい。
- (55) 吉浦前掲書、二八～二九頁。
- (56) 岩村前掲書、二三五頁。
- (57) 同書、二三五～二三六頁。
- (58・59) 同書、二三六頁。
- (60) 尾関岩二「森小路附近」(『大大阪』第八卷第七号、一九三二年七月)一三四～一三五頁。
- (61・62) 大阪府学務部社会課「在阪朝鮮人の生活状態」(昭和九年)(小沢有作編『近代民衆の記録』10 在日朝鮮人)(新人物往来社、一九七八年)一五九頁参照。
- (63) 同調査、一六二頁参照。
- (64) 同調査、一七〇頁参照。
- (65) 同調査、一七七頁。
- (66) 同調査、一七七～一八六頁参照。
- (67) 同調査、一八七頁参照。
- (68・69) 同調査、一八八頁参照。
- (70) 同調査、一九〇～一九一頁参照。
- (71) 同調査、二〇四～二〇七頁参照。
- (72) 同調査、二五五～二六四頁参照。
- (73) 大阪の部落史委員会編『大阪の部落史』第六卷史料編近代3(部落解放・人権研究所、二〇〇四年)一五八～一五九頁。
- (74・75) 同書、一五九頁。
- (76) 同書、一五九～一六〇頁。
- (77・78) 同書、一六〇頁。
- (79) 同書、一六一頁。
- (80) 少し時期はズれるが、大阪社会部庶務課「本市に於ける密住地区調査」(『社会部報告』第二四六号、一九三九年)によれば、西浜栄町地区や三開地区などに居住する朝鮮人の中に「履物工皮革工」の者がいる(前掲『大阪の部落史』第六卷、一四一～一四二頁参照)。
- (81) 朝治武『アジア・太平洋戦争と全国水平社』(部落解放・人権研究所、二〇〇八年)六二頁参照。
- (82・83) 前掲『大阪の部落史』第六卷、一三〇頁。
- (84) 同書、一三一頁。
- (85) 同書、一三一頁参照。
- (86) 同書、一三一～一三二頁。

- (87) 同書、一三二頁。
- (88) 朝治前掲書、六三頁。
- (89) 前掲『大阪の部落史』第六卷、一二八～一二九頁参照。
- (90) 三原容子「水平社創立後の仕事と生活」(大阪の部落史)編纂委員会編『新修大阪の部落史』下巻―大阪の部落史―編纂委員会、一九九六年)一七九頁。
- (91) 『状況』5 昭和八年、一四一三～一四一四頁。
- (92) 同書、一四一四頁。
- (93) 同書、一四一四～一四一五頁。
- (94) 同書、一四一五～一四一六頁参照。
- (95) 同書、一四一六頁。
- (96) 吉浦前掲書、一一〇頁参照。
- (97) また、同年末現在の「要警戒朝鮮人主義系統別調」によれば、大阪府は「要視察朝鮮人」一四五人、「要注意朝鮮人」二二三人、「容疑朝鮮人」五六五人、計九三三人である。これを主義系統別にみると、共産主義五四九人、無政府主義九人、民族主義三二七人、その他五八人で、共産主義の者が圧倒的に多い(『状況』5 昭和八年、一六一四頁参照)。
- (98) 『状況』4 昭和七年、一五四四頁。
- (99) 同書、一五二九～一五三〇頁参照。
- (100) 『状況』5 昭和八年、一六二二三頁参照。
- (101) 前掲『大阪社会労働運動史』第二卷、一五三四頁。
- (102) 吉浦前掲書、一七〇頁。
- (103) 同書、一七〇頁および前掲『大阪社会労働運動史』第二卷、一七八五頁参照。
- (104) 岩村前掲書、二三五頁。
- (105) 『状況』6 昭和九年、一三五〇頁。
- (106) 亀掛川浩『地方制度小史』(勁草書房、一九六二年)一六二頁。
- (107) 前掲『岸和田市史』第四卷、三七七～三八三頁参照。
- (108) 同書、三八三頁。
- (109) 『堺市史』続編第二卷(堺市役所、一九七一年)二五七頁参照。
- (110) 同書、四九〇頁および『状況』9 昭和十二年、一一〇頁参照。
- (111) 前掲『堺市史』続編第二卷では、三六四票である(同書、七五八頁参照)。
- (112) 『状況』9 昭和十二年、一一〇一頁および一一〇六～一一〇七頁参照。
- (113) 大阪府会史編纂委員会編『大阪府会史』第四編上巻(大阪府会事務局、一九五七年)一六六一頁および一六六四頁参照。
- (114) 岩村前掲書、二五五頁参照。
- (115) 同書、二六五～二六六頁。
- (116) 『状況』9 昭和十二年、一一〇五～一一〇六頁参照。
- (117) 同書、一一〇四頁および一一〇六頁参照。
- (118) 『状況』6 昭和九年、一五七九頁。
- (119) 同書、一五八〇頁。
- (120) 前掲『朝鮮人強制連行調査の記録―大阪編』二〇一頁。

(121) 同書、二〇二頁。

(122) 『状況』6 昭和九年、一五七七頁参照。

(123) 『状況』9 昭和十二年、一一一五頁。

(124) 同書、一一一五～一一一六頁。

(125) 武田行雄「協和事業とは何んなものか」(昭和一五年)
〔小沢編前掲書〕三四三～三四四頁参照。

(126) 『状況』11 昭和一四年、一〇一五頁参照。

(127) 同書、九七五頁。

(128) 在阪朝鮮人の朝鮮独立運動については、取りあえず、
前掲『朝鮮人強制連行調査の記録—大阪編』に掲載され
ている「大阪在日朝鮮人史年表」を参照されたい。

〔付記〕 本稿は、二〇〇八年七月一九日に開催された大阪経

済大学日本経済史研究所主催「黒正塾 第一〇回寺子屋」
において報告したものに若干手を加えたものである。

なお、引用した史料および表の中には「鮮人」などの
差別的表現もあるが、そのまま掲載した。当時の日本人の
差別的意識を反映したものととして批判的に読み取って
いた
だきたい。

本稿が成るにあたり、岩村登志夫氏や吉浦大蔵氏ら先学
の研究に負うところ大きく、本文中の各所で利用させて
いただいた。また、竹田芳則・崎谷裕樹両氏には史料の面
で
ご協力いただいた。ここに記して御礼を申しあげたい。

(きたざき とよじ・大阪経済大学元学長)